

廣島市報

號三十二第

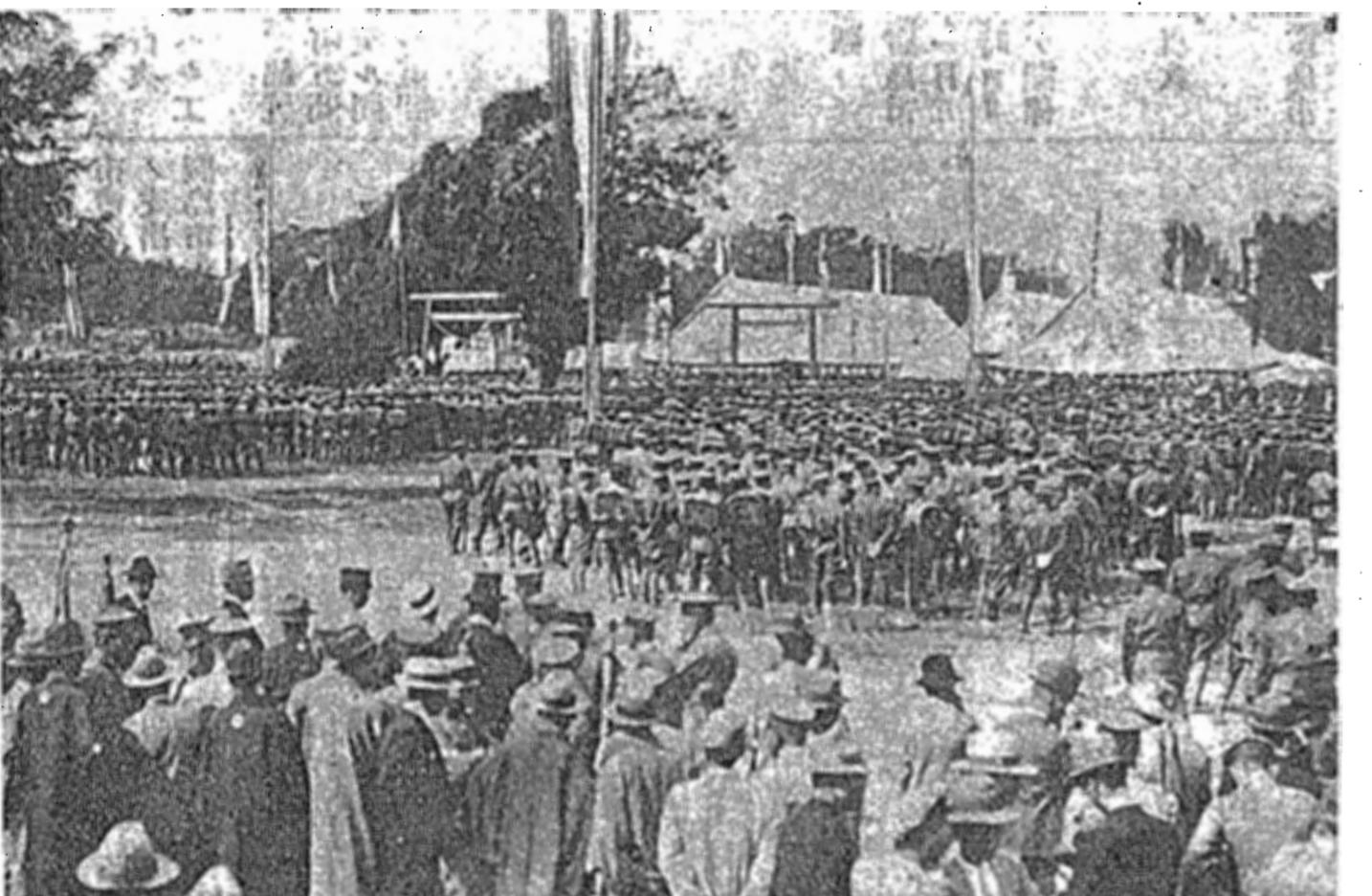
刷印日三十二月十年八和昭
行慶日五十二月十年八和昭
錢參金一部一價定
錢拾七金年一所役市島廣 所行發
所版活弟兄田增式株 所刷印
地番一目丁七町手大市島廣
堆 葵 田 増 者刷印
地番一目丁七町手大市島廣

革沿の町

鳥屋町 承應の圖には豆腐屋と
あり萬治三年の文書には已に今
の名が記してある。當町の年寄
鳥屋八右衛門の屋號によりて其
名を得たものであらうか。

【目次】

- ◇秋晴にすがしき招魂祭 三〇七
- ◇告示 三〇八
- ◇彙報 三〇九
- ◇招魂祭當日の一大交響樂的風景 三一〇
- ◇並木に就いて 三一〇
- ◇廣島市工業大觀 三一〇
- ◇廣島市小學校兒童競能力検査統計表に
就いて 三一〇
- ◇廣島市兒童夏期保養所衛生狀況 三一四
- ◇市街地建築物法に就いて 三一六
- ◇各種統計 三一九



西兵練場に於ける招魂祭

秋晴にすがしき招魂祭

盛大嚴肅な中にも賑かな廣島市を
擧げての一大年中行事恐らく日本
の一の廣島招魂祭は二十三日午前九
時から廣島西練兵場祭場で在廣各
部隊各學校其の他團體參集、戰病
殘勇士遺族三十餘名並に淺野侯
爵、湯澤知事、本間内務部長、薄
田警察部長、野津廣島稅務監督局
長、佐々廣島遞信局長、淺沼廣島
地方裁判所長伊藤廣島市長、渡
邊吳市長、奥廣島市助役其の他來
賓等約二千餘名臨席、定刻九時と
なるや齊主菊池嚴島神社宮司五十
餘名の祭員を率ゐて奏樂裡に入場
修祓、祭典式、菊池齊主の厚辭、
總裁三宮節團長の祭辭、美しき巫
女舞、次いで齊主、總裁、遺族總
代、來賓總代湯澤知事、菊池齊主の厚辭、
總裁三宮節團長の祭辭、美しき巫
女舞、次いで齊主、總裁、遺族總
代、來賓總代湯澤知事、海軍側總代法貴
軍醫部長の玉串奉獻、二宮總裁の
遺族に対する懇切なる挨拶あり、
いたいけな濟美校と袋町小學校兒
童の殉國勇士を弔ふの歌の合唱を
経て軍隊各學校其の他の諸團隊の
大鳥居前廣場で禮拜、午前十一時
一と先づ祭式を終り午後六時から
更に昇神式が行はれた、尙ほ第二
日は市内諸學校は休日のことより
自由參拜者極めて多く第一日に優
る人出にて近年稀に見る盛大さで
あつた。

△失業登録者登録更新△東京市缺食兒童調
べ△東京市新市域の度量衡器取締り簡略と
なる△市職員表彰△女子アパート設置計畫
△官祭廣島招魂社移轉改築費寄附申込者△
公設市場小賣價格調查表

つたので例年の白埃に悩まされる事なく此の上ない祭り日和である。八時頃には既に數萬の群衆が蝟集し渦巻く人の群、混亂と飛躍、臭覺と味覺、色彩と騒音、物賣屋、興行物、大小無數の棧敷テントより湧き出る大交響樂的御祭氣分に參拜者の服は華やかに心は明るく賑やかな快感に次から次へと高鳴る。

やがて午前十一時半からしとやかな市内女學校生徒八千名のうつく

並木に就いて

手は美しいが
惜しいかな乾燥に耐へ難い

つたので例年の白埃に悩まされる
ことなく此の上ない祭り日和である。八時頃には既に數萬の群衆が
蝟集し渦巻く人の群、混亂と飛
躍、臭覺と味覺、色彩と騒音、物
賣屋、興行物、大小無數の棧敷テ
ントより湧き出る大交響樂的御祭
氣分に參拜者の服は華やかに心は
明るく賑やかな快感に次から次へ
と高鳴る。

やがて午前十一時半からしとやか
な市内女學校生徒八千名のうつく
と並木に就

モミ手は惜しい

(五) エンジユ(槐)とイヌエンジユ

(櫻槐)

エンジユは支那が原産で幹は稍灰色、白エンジユともいふ、イヌエンジユは内地産は幹が黒っぽくて黒エンジユとも呼ばれる。前者は廣島附近では餘り見受けないが岩國吉香神社の境内には可なりな大樹が存在するといふことであり後者は少し奥地の山に入れば多數生育してゐるさうである共に造園樹として廣く使用されて居る種類であるが品位は前者が優り強さは後者が秀れて居る。

葉は何れもニセアカシヤに似てより上品であり木の高さは二三丈諸害によく耐へるが移植には稍弱く又乾燥を好まない。

樹形は自然に略傘形又は圓形を呈し幹立は大體眞直で枝は稍しなやかに其の數も適度で春の芽出しは兩者共非常に美しい銀綠色で夏

しきソプラノの齊唱『殉國の勇士を弔ふ歌』、次いで濱刺となやかな四肢を一齊にリズミカルに動かすマスゲームがあり。優腕に豊かな律動美の美しさに觀衆はいつしか恍惚陶然となつた。更にラグビ道、柔道、花火等々例の通り種々澤山の催物舉行され、二日に渡る祭は市民總出の間に意義深い印象のもとに終つた。

處にいふ所のセンダンは往昔アフチと呼ばれ萬葉集に『妹が見し阿布知の花はちりぬべしづが泣く涙いまだひまなく』と詠まれたもので本邦にて自生品は稀だが暖地には廣く植栽されて居り冬になると葉の落ちた枝先に黃白色で大豆位の大きさの實を房の様にぶらさげて居る所のものである。而して之も學校や兵營等でよく見受けられる。

葉の形は南天の如く二回又は三回羽状複葉で木の高さ二丈許性質は強健但し大樹の移植は餘り成績がよくない。

樹形は略傘形幹立は分岐し易く時に彎曲し春の新葉は鮮綠夏は毒味深く稍光澤を有し花は幽かに紫味ある微細なのが初夏の頃餘り人目にたゞぬ姿で群り咲く。

(八) タウカヘデ(唐楓)
徳川時代の末期支那から渡つたカヘデの一種である。此邊では庭木としてよりも盆裁として馴染が多いと思はれるもので葉の形が普通のモミヂと異り三つにしか裂けてゐない。

カヘデの類は一體優美な葉形を有し新葉から落葉迄美しい色を呈するものが多いため出來得れば之等を街頭へも進出させたいのであるが不幸にして瘠地と乾燥に耐へがたく又樹形も崩れ易く不整形なのが多いので何うすることも出来ない。只タウカヘデだけは在來品と趣を異にし樹性も相當強いため並木に使用される譯である。

(九) エノキ(櫟)とムク(棕)
エノキはメムクともいひ、ムクはムクエノキとも云つて兩者共我が

暖帶地方にザラに産するもの昔からよく人に知られて夫木集に『川端の岸の榎の葉をしげみ道行く人の宿らぬはなし』とあり芭蕉によれば『棕の實や一むら鳥のこぼし行くの句がある。我が廣島市では廣島城の内濠や外濠の堤防上に特に之等が澤山あるのを見受けられる。並木としては外國では之に似た種類のものがあるが本邦では未だ殆どその例を聞かない。併し十分に可能性を有するもので同じニレ科のケヤキ等と共に相當有望なるものと考へられる。

なすこととなり、十一月一日正午の晝食時を期して各方面に配した。要給食児童調査票に記入せしめることになつた、東京市社会局が缺食児童の調査を行つたのは昭和六年十一月十日が最初で第二回は昨年の十一月一日本年は第三回目である、今回の調査は公私併せて五二七校、託児所の數は八十八ヶ所でその調査は缺食児童の性別、學年別、處置別、要給食児童數、當日總出席児童數、給食財源及給食方法、児童一人當一回食等に就きそれより調査票の相當欄に記入せしめた。その結果詳細は後日でなければ不明であるが因に市社会局の昨年の調査によるに市内四九二校に於ける缺食児童の總數は九〇三三人に上り、これを新舊市域別に見るに舊市域では深川區の九三三人を最高として十五區計三、三五二人で、新市域のそれは荒川區の一、〇七九人を最高として二十區五、六八一人である、託児所の要給食児童の數は全市を通じて一、四〇七人である。

● 廣島市告示甲第一四八號
道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等左ノ通定
ム

昭和八年十月十二日
廣島市長 伊藤 貞次

一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所
失業應急事業 路面改良鋪裝工
事

第五十一號路線中島本町ヨリ木
挽町ニ至ル間及鋪裝工事維持上
必要ナル區間

二、工事着手年月日
昭和八年十月十三日

三、負擔區及地帶
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

昭和八年十月十三日

● 廣島市告示甲第一四九號
廣島市仁保町字西條二百三十二番
地ノニ廣島市楠那託兒所ヲ設ケ
十月十四日ヨリ開所ス

昭和八年十月十三日

● 廣島市告示甲第一五〇號
廣島市三篠町大字楠木三百二十二
番地ニ廣島市三篠託兒所ヲ置キ十
月十八日ヨリ開所ス

昭和八年十月十三日

廣島市長 伊藤 貞次

● 廣島市告示甲第一五一號
道路工事受益者負擔規程第十三條

ム
工事名及工事施行箇所等左ノ通定
昭和八年十月十八日 廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所
失業應急事業、路面改良、鋪裝
工事第五十五號路線水主町五間
道路ヨリ刑務所東北角ニ至ル間
及鋪裝工事維持上必要ナル區間
二、工事着手年月日
昭和八年十月十九日
三、負擔區及地帶
第一負擔區、幹線全部
第二負擔區、第一號ヨリ第三號
ニ至ル各支線
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス
●廣島市告示甲第一五二號
昭和八年九月十五日現在調廣島市
會議員選舉人名簿ヲ來ル十一月五
日ヨリ十五日間毎日午前九時ヨリ
午後四時迄廣島市役所ニ於テ關係
者ノ縱覽ニ供ス
昭和八年十月二十五日
廣島市長 伊藤 貞次
●廣島市告示甲第一五三號
昭和八年九月十五日現在調廣島市
衆議院議員選舉人名簿ヲ來ル十一
月五日ヨリ十五日間毎日午前九時
ヨリ午後四時迄廣島市役所ニ於テ
關係者ノ縱覽ニ供ス
昭和八年十月二十五日
廣島市長 伊藤 貞次

記曾

廣島市の現在の失業登録者は昭和五年以來數回に亘る登録者であつて其の間相當の年月を経過して居り且つその生活状態も可成り變化して居ることゝ思はれるので市に於いては今回更に該當資格の調査をなすことになつた。尙ほ資格調査は方面委員によつてなされるのであるがその資格條件を示せば次の如くである。

一、調査の範圍

第二種カード階級者並に之に準すべき者で左記條件を有するものたること

イ、年齢數は數へ年十九歳以上上の男子で登録期日十月二十日より遡り三ヶ月以上本市内に居住するもの

ロ、身體強健で労働に耐へ且つ就職の意思を有するものハ、現に失業中のもので生活に困難なるものニ、朝鮮人は内地語を解するものなること

東京市缺食兒童調べ

東京市社會局保護課調査掛では先般來東京市兒童保護事業の参考資料を得るために市内公私小学校及托兒所の兒童の見况調査を



兵練口入紙屋町交又點

失業登錄者 登錄更新

の一大轉換を試みることは斯業將來の爲最も緊要事である。

第四節 染色業

抑々廣島市は昔時から染裏地、晒木綿、染手拭共に古くから其の歴史と經驗を有するものであつて最近に至つては前述の如く捺染業の發達の目覺しきものがあるが其の原因を質せば一に染色地の條件として本市は

- 一、水陸交通の至便なること
- 一、氣候の健康に適當なること
- 一、水量の豊富で水質の良好なること
- 一、工場地の選擇自由なること
- 一、食糧品潤澤にして低廉なること
- 一、賃金低廉なること

斯の如く各種工業に適應する地であつて殊に染色工業地としては水質の良好なること原動力たる石炭を廉價に購入し得らること比較的降雨の少ないこと等最も有利なる諸條件に恵まれて居る爲に本市捺染絹の如きは從來の主產地たる京都、松山地方の夫れを凌駕し就中拾三貫級捺染絹に於ては本市の名聲頓に向上して居る。又玉川晒染裏地に至つては古い歴史を有し今尙名聲噴々たるものがある。

(一)機械捺染：：本市の生産業中近年著しき發達を遂げたるものに機械捺染業がある、廣島染色同業組合員飯田善次郎氏本縣指導機關に謀る所あり種々調査研究したる事に初まり大正拾壹年之製造を計畫し爾來苦心研鑽を積み次第に

が益拾たる始擴來ししらあを爆た有げ間二にるり中しる道へた來き合貫鶴古社員の優

良品の生産を見るに至り捺染業
發達を招來し次で昭和三年組合
加土廣次氏翌年廣島染工株式會
の創設あり先進地たる京都、名
屋、松山地方の製品を遙かに凌
級捺染紺絣の如きは地合色相柄
は到底廣島産の右に出るものな
迄の一大勢力を有するに至り從
京阪及松山方面より移入せられ
る捺染絣を防壓し却て阪神地方
逆移出する許りでなく東京北海
九州方面へ移出するの盛況にあ
尙近年更に進んで紺絣染を應用
優秀なる捺染米硫捺染銘仙捺染
形等の新製品の產出を見るに至
年產額五百萬圓を突破せんとす
發展を見其將來を囁目せらるゝ
至つたのである。

(三) 染浴衣及染手拭：明治維新當時は晒白染色共に幼稚であつたが明治七、八年頃より次第に之が改良に意を注ぎ當業者中自ら京阪の產地に赴き染色整理を研究し或は熟練なる職工を彼地より聘し之が改良に人知れず多大の犠牲を拂ひ來たのであるが其結果明治貳拾五年頃漸く所期の目的を達し廣島染色手拭として認めらるゝに至り需要又各地に起り染色の本場と呼ばれる尾州泉州地方の製品も清澄潤澤なる河水を有し且勞銀低廉なる本市の製品に及ぶべくもあらざるの状況に至り生産額頓に増加するに至つた、次で染手拭を利用して中形浴衣地染の生産を見、爾來研鑽を重ね「バット」染料の應用從來の手工染用「ファイゴ」を電氣應用に依る機械ファイゴに轉換し世の嗜好に適合する製品を産するに至り前記染手拭と相俟つて山陽山陰四國九州は勿論鮮滿臺灣布哇等へ移出せられつつある。

幟、前掛、無地染、其の他……明治四拾年頃有志相集りて廣島市地方染色業發達の趣旨に基き好染クラブを組織し次で明治四拾參年染織獎勵會設立せられ其後次第に各種化學的染色法の普及向上と共に斯業の開發せらるゝに伴ひ自然業態に依りて各分離するに至り大正九年新に廣島市西部染物組合を組織し會員約貳拾五名を有し専ら値段の協定を圖るを以て目的とし次で大正拾年同目的の下に東部染物組合の成立を見會員約參拾名を有するに至つた、然るに昭和貳年頃より兩組合共に値段の協定のみを以て目的とするは遺憾なりとの議起り之を一括して地方斯業の一團の進歩向上を圖ると同時に時勢に伴ひ新規なる優良染色の研究をなすべき要ありとして堅實なる研究家同志相會し昭和參年四月廣島印染研究會を組織するに至つた其の後廣島染色研究會と改稱し會員四拾名を有する團體となつた。爾來水の都大廣島建設の一端に資する意氣を以て業者協力一致研究怠りなく近時其發達の目覺しきトあるは自他共に認める所である。

貳拾錢
者移轉
實町西下組
幟町上組
河原町
町中區上組
錢
東白島町
東平塚町
錢
田町二丁目
錢
竹屋町
錢
町沖新開組
錢
船入町北區
錢
平田屋町
錢
五錢
西地方町
錢
八丁目西部
錢
白島中町
錢
神谷仙次郎
正屋吳服店
正屋
西大工町
錢
手町七丁目

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
(一)廣島市	三六四						
沿革	四年						
	四二四	四三四	四三四	四三四	四三四	四三四	四三四

四 三九四	二八	一〇七五	二七〇,〇七五
三九六、一七	一〇	六〇三	一五
三九四、三五八	一一	六五七	一三
三九四、六一七	一六	九三一	一三
三九四、二五八	一四	四五	一五
三九四、三四三	一四	四〇	一二
三九六、二一九	一	一	一

の濫觴を調べるに能美島に祖父の代から白木綿の製造を營める市内塙本町平本幾太郎氏は時代の趨勢に感する所がありタオル製造に改め今日の能美タオルを創始したものである其の後之に刺戟せられて市内三篠町土井午吉氏が「ガーゼ」と「ネル」の裏を有する二重タオルの專賣特許を得て化粧タオル製造を見るに至り續いて細番手使用桔梗タオルの製造の三篠町桑原工場の設立を見、益々其の生産の増加を示すに至つたのである。

(三) 梅地：昔から家庭工業的に之が生産は行はれて來たのである

み應用せられて居つた人絹絲も近年に至つて一般階級の衣服原料の必要品として帶地着尺方面に又朝鮮臺灣等の移出向に印度支那、南洋方面の輸出向に行くとして可ならざるなき有様となつて來て居殊に輸移出向の急激なる發展は支邦に於ける人絹絲消費に對して重要なる「エボツク」を劃せるものであつて其の將來が内地向に比して一層洋々たるものであるだけ後大いに期待せられて居る譯である。

東京の近南朝に本る重いの今しのまへ件灰の貢に當しにて、
市職員表彰

東京市に於いては十月一日は自治記念日に當り東京市職員功勞表彰規程に依り職員行賞審査會の審査を經て收入役以下四十四名の市政に甚大の功勞あつた職員の表彰をした。

女子アパート
設置計畫

東京市は先きに家族連のため市營住宅を次いで獨身男子のために男子専用のアパートを建設したのであるが只獨身女子の爲め市營住宅なく職業婦人の増加と共にその設立の必要を痛感して居たが今回市社會局ではいよいよその設立に決定、先程市内銀行、會社、官廳等に於ける職業婦人に對しその收入、支出状況現在居住の部屋の疊數間代其の他希望等につき其の照會を發した。

廣島市工業大觀

(其の四)

依存するものである。
製品は蚊帳地を首位としてタオ
ル、襖地、支那鞆地、疊縁地、ガ
ゼ等年產額八十萬圓に達し就中
襖地及疊縁の如き全國的聲價を認
せられるか、更に
商品を形成す

氏が始めて動力織機使用に成功するに至つたもので爾來幾多の改良を加へ漸次業者數及生産數量を増加し今日の盛況を觀るに至つたのである。

於いては從來は検査車を差し向けて商家に於いて短時間に検査してその便益を計つて居る然るに新市域は町村時代のまゝで府知事の行ふ第一種取締りによつて取締りあらがじめ市産業部の

廣島市工業

第三節 絹織物業

即ち織物其れ自身が其の盡使用
概していへば本市の織物工業は
流行の尖端を走る織物ではなく、
寧ろ本市諸工業用として直接又は
間接的に加工利用せられる織物で
ある。

大觀

依存するものである。

製品は蚊帳地を首位としてタオル、襖地、支那鞆地、疊縁地、ガゼ等年產額八十萬圓に達し就中襖地及疊縁の如き全國的聲價を認められて居る。

左に廣島縣市の織物生産高及工場機械數に關する統計を示して参考に供すれば次の如くである。

氏が始めて動力織機使用に成功するに至つたもので爾來幾多の改良を加へ漸次業者數及生産數量を増加し今日の盛況を觀るに至つたのである。

於いては從來は検査車を差し向けて商家に於いて短時間に検査してその便益を計つて居る然るに新市域は町村時代のまゝで府知事の行ふ第一種取締りによつて取締りあらがじめ市産業部の定めた検査場所に各商家より度量衡器を持参して検査を受けることになつて居るので商家に取

(第三表)

廣島市小學校兒童競技能力分團標準表

種目 等級	男 子				女 子				
	11	12	13	14	11	12	13	14	
○ 米 一〇〇 米	I 五	8.3以下	8.0以下	15.5以下	14.8以下	8.9以下	8.6以下	8.5以下	8.3以下
	II	8.8以下	8.5以下	16.2以下	15.6以下	9.5以下	9.0以下	8.9以下	8.6以下
	III	9.5以下	9.1以下	17.4以下	16.8以下	10.0以下	9.8以下	9.8以下	9.6以下
	IV	10.0以下	9.7以下	18.3以下	17.8以下	10.7以下	10.2以下	10.2以下	10.0以下
	V	10.1以上	9.8以上	18.4以上	18.0以上	10.8以上	10.3以上	10.3以上	10.1以上
立 幅 跳	I	1.96以上	2.05以上	2.27以上	1.80以上	1.91以上	1.95以上	2.01以上	
	II	1.84以上	1.92以上	2.00以上	1.66以上	1.76以上	1.81以上	1.86以上	
	III	1.66以上	1.74以上	1.79以上	1.92以上	1.50以上	1.62以上	1.66以上	
	IV	1.52以上	1.61以上	1.63以上	1.76以上	1.36以上	1.41以上	1.46以上	1.50以上
	V	1.51以下	1.60以下	1.62以下	1.75以下	1.35以下	1.40以下	1.45以下	1.49以下
バ スケ デツ ボル 投 男女	I	40.0以上	42.6以上	45.7以上	51.1以上	11.3以上	13.9以上	15.9以上	16.9以上
	II	34.9以上	37.8以上	41.1以上	45.1以上	9.4以上	11.8以上	14.3以上	14.3以上
	III	28.5以上	31.3以上	34.6以上	37.1以上	7.1以上	9.6以上	11.7以上	11.7以上
	IV	24.0以上	26.5以上	29.6以上	31.1以上	5.6以上	7.4以上	9.7以上	9.7以上
	V	23.9以下	26.4以下	29.5以下	31.0以下	5.5以下	7.3以下	9.6以下	9.6以下
懸 垂 屈 臂	I	7以上	8以上	9以上	10以上				
	II	4以上	5以上	6以上	7以上				
	III	2以上	3以上	4以上					
	IV	1以上	1以上	2以上					
	V	0	0	0	1以下				
人員		2104	2033	1103	941	2127	1915	776	700

備考 受検兒童ノ成績順ニヨリ排列シ人員ノ高位10%ヲIクラス次ノ20%ヲIIクラス次ノ40%ヲIIIクラス次ノ20%ヲIIIクラス残ル10%ヲVクラストス。

金貳百拾八圓六拾五錢	佐伯郡地御前村牛田町神田區安佐郡安村	金貳百拾八圓六拾五錢	東洋紡績株式會社廣島工場	金貳百四拾壹圓五拾錢	船入町南區東組	金貳百四拾壹圓五拾錢	福島町南區	金貳百四拾壹圓五拾錢	稻荷町西組	金參百四拾五圓五拾錢	柳町	金參百五拾九圓九拾錢	國泰寺町北組	金四百四拾圓五拾錢	廣瀬町西天滿組
金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町二丁目	金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町八丁目中部	金貳百四拾壹圓五拾錢	豐田郡忠海町	金貳百四拾壹圓五拾錢	皆實町西中組	金參百五拾七圓九拾錢	堺町四丁目	金參百六拾七圓四拾錢	上流川町中組	金參百六拾七圓四拾錢	船入町中區下組	金四百拾圓六拾錢	西引御堂町北組
金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町二丁目	金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町八丁目中部	金貳百四拾壹圓五拾錢	荒神町東組	金貳百四拾壹圓五拾錢	山口	金參百五拾六圓六拾錢	新天地	金參百五拾六圓六拾錢	石見屋町	金參百五拾六圓六拾錢	仁保町向洋	金四百拾參圓九拾錢	仁保町向洋
金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町二丁目	金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町八丁目中部	金貳百四拾壹圓五拾錢	牛田町本町	金貳百四拾壹圓五拾錢	牛田町本町	金參百四拾五圓五拾錢	柳町	金參百四拾五圓五拾錢	柳町	金參百四拾五圓五拾錢	柳町	金四百拾參圓九拾錢	柳町
金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町二丁目	金貳百四拾壹圓五拾錢	大手町八丁目中部	金貳百四拾壹圓五拾錢	豐田郡忠海町	金貳百四拾壹圓五拾錢	皆實町西中組	金參百五拾七圓九拾錢	堺町四丁目	金參百五拾七圓九拾錢	堺町四丁目	金參百五拾七圓九拾錢	堺町四丁目	金四百拾圓六拾錢	堺町四丁目

(第一表) 各年度別兒童競技能力一覽表

(昭和567年度)

種目	50m (高男ハ100m)		立 幅 跳		スパンデボール投 (男子) バスケットボール 投(女子)		懸 垂 屈 臂			
性 年 齢	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	
男	11	9.3	9.2	9.4	1.71	1.76	1.74	31.11	30.08	31.53
	12	8.9	8.5	8.6	1.83	1.84	1.87	34.65	34.96	36.07
	13	16.6	17.2	17.0	1.88	1.90	1.90	37.86	38.45	39.03
	14	15.7	16.6	16.5	2.01	2.04	2.04	41.00	42.64	44.74
	11	9.8	10.0	9.7	1.58	1.60	1.60	8.33	9.33	8.71
女	12	9.4	9.6	9.4	1.65	1.67	1.69	10.49	10.50	10.61
	13	9.4	9.3	8.8	1.70	1.70	1.72	13.76	11.63	11.78
	14	9.4	9.3	8.6	1.75	1.74	1.89	13.29	12.72	13.36

昭和五年度の校長會の體育部において本市兒童の競技能力の標準を計画することの必要を認めこれが標準を実施しての兒童の特性を明にする考へである。最初は能力測定をしたいと思つたのであるが各學校の設備

状況やこれが調査に要する時間や労力の點を考慮したところあまりに理想にはしつて途中倒れになつたり、その結果があまり活用されないものに終つてかへつて無意であります。施設要項によつて実施することにしめた。先づ市内小學校體操主任會で

廣島市小學校兒童競技能力検査統計表に就いて

廣島市小學校體育部

(第二表) 廣島市小學校兒童競技能力検査統計表
(自昭和五年至昭和七年三年間平均)

性 年 齢	50m 高男 100m	立幅跳	懸垂屈臂			人員
			平均距離	平均距離	平均距離	
男	11	9.3	1.74	30.91	2.9	6806
	12	8.6	1.85	35.23	3.5	6310
	13	16.9	1.89	38.45	4.1	3508
	14	16.3	2.02	42.79	5.1	2815
	11	9.8	1.59	8.79		6535
女	12	9.5	1.67	10.53		6323
	13	9.2	1.71	19.39		2635
	14	9.1	1.79	13.12		2116

備考 1. 本表ハ昭和五年ヨリ昭和七年ニ至ル三ヶ年間毎年五月下旬ニ於テ廣島市内三十五校ノ児童ニツキ測定セル成績ニヨル。実施時刻八午後1時-3時。2. 實施要領ハ日本體育聯盟ノ競技検査実施要項ニヨル。

金四百四拾圓五拾錢	
-----------	--

選舉人名鑑に就て

六月以来市内各戸に就き調査致しました結果に基き目下九月十五日現在に依る衆議院議員の選舉人名簿の登録資格を調査中であります
此の選舉人名簿に登録せらるゝ資格は帝國臣民たる男子にして左記該當の人であります

▶ 年齢(満二十五歳以上(明治四十一年九月十六日以前に出生))

▼ 住居一衆議院議員選舉人名簿
縣市會議員の選舉人名簿 滿二年以上引續き本市居住

▼例　外　右の資格ある人でも現役軍人、救助を受ける人、其の他の名簿に登録の出来ぬ特殊の例外もあります

名簿に登録せらるべき資格ある人でも誤りの爲名簿に洩れると選舉の際投票が出来ませぬ又名簿に誤りがあると投票の時無駄な時間と手數とを要する場合があります

(三) 名簿に登録せらるべを資格ある人でも誤りの爲名簿に洩れると選舉の際投票が出来ませぬ又名簿に誤りがあると投票の時無駄な時間と手數とを要する場合があります

(四) 名簿は規定に依り十一月五日より十五日間關係者の縦覽に供しますが其の以前皆様の便宜を計り且正確な名簿を作る爲左記の通り名簿登録資格に關するお尋ねに應じます

►期間 十月中毎日午前八時より午後四時迄

► 場 所 廣島市役所庶務課選舉係

► 電 話 五、三〇〇番 (選舉係)

(五) 名簿総覧中脱漏や誤載を發見した時は相當手續を經ぬと登録や訂正は出来ませんが本月中なれば比較的簡単に處理することが出来ますから双方の便利であります

左に該當の方々は調査困難の爲名簿に洩れぬとも限りませんから是非共
一應お尋ね下さい

▼ 本年新に二十五歳に達した方

▶ 本年中に転居せられた方

▼旅行外出勝の方又は他人の家に同居の方

投票間際に至り各辯に訪のあることを發見して最早如何様にせんから前記の方は勿論其の他の方も此際念の爲お尋ね下さる様お勧め致します

昭和八年十月

廣信所役古

選舉人名簿縱覽

▼本年九月十五日現在に依る衆議院議員選舉人名簿と關係者の縱覽に供します
▼此の名簿は來年中選舉が行はれる場合に使用するものであります

期 間 自十一月五日 至同月十九日 十五日間 (日曜日モ含ム)

時 間 每日午前九時ヨリ午後四時迄

場 所 廣島市役所地階

- ▼此の名簿に洩れると假令選舉權ある人でも選舉の際投票が出来ません
- ▼名簿に脱漏誤載があつても縱覽期間を過ぎると規定上如何様にもなりません

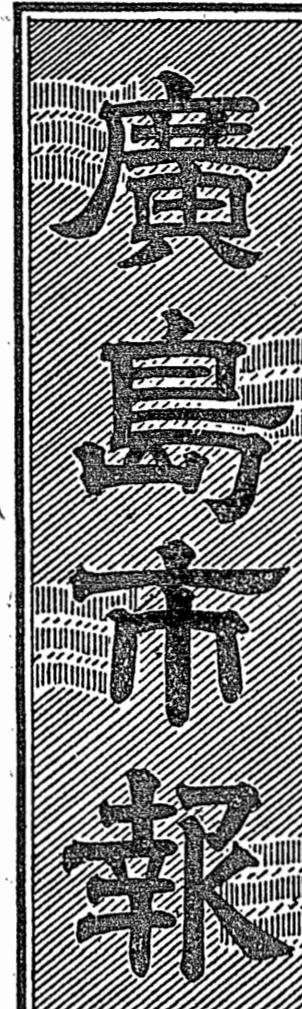
廣島市役所

尾長町及大須賀町町區域變更並新町名設定		新設町名	字名	區域 (數字ハ地番ヲ示ス)	摘要要
二葉ノ里	尾長町	尾長町	マチ	現在ノ尾長町ヨリ字一ノ割字東照宮山及之ニ接續セル官有林地ヲ除キタル地域全部	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用
十ノ割	「大須賀町」割 東照宮山	全部(自一至二六)	全部(自甲一二至丙二三)	山林部	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用
九ノ割	「大須賀町」割 八ノ割	全部(自一至二九)	全部(自二至二〇)	山林部	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用
二葉ノ里	全部(自一至三九)	(自一、二九ノ一) 至乙一、二三	接續ノ官有林地ハ 二葉ノ里 ニ編入ス	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用	
大須賀町 全部	全部(自一至三九)	二葉ノ里 ニ編入ス	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用	二葉ノ里 ニ編入以 及字名ハ 從來ノモ ノヲ製用	

蟹屋町町區域變更並新町名設定

若 ワカ	松 マツ
草 クサ	原 バラ
町 マチ	町 マチ
大須賀町 ノ 提外下開	「大須賀町」 ノ 提外下開
五 ノ 割	四 ノ 割
七 ノ 割	三 ノ 割
全部 至一、〇四七	全部 自五三 至一、三三
全部 自一、八五	全部 自四一 至一、四一
全部 自七九三 至一、八四七	全部 自五六 至一、三三
松原町ニ編入ノ地域ヲ除キタル地域	大須賀町ニ編入ノ地域ヲ除キタル地域

大	木	大須賀町
須	ス	
賀	カ	
町	マチ	
堤外	上開	十ノ割
一ノ割		
二ノ割		
全部	全部	自三、一ノ至四、五
自一、六ノ一	自三、二ノ一	自一、二ノ七



刊增時臨
號四十二第

三

新設 定町ス ヘ 名キ	字 名	區 域 (數字ハ地番ヲ示ス)	摘要	
一 ノ 割	二 ノ 割	三 ノ 割	四 ノ 割	五 ノ 割
全部(自一ノ一 至一〇三ノ三) 自一〇三ノ三 至一二三ノ一 至一五五ノ一	自一九九ノ一 至一九九ノ四 至一九九ノ五 100ノ七	自一九九ノ一 至一九九ノ八 100ノ三 100ノ二	自三七ノ一 至三七ノ二 自三九ノ一 至三九ノ二 三六五ノ三	自三七ノ一 至三七ノ二 四二〇ノ一 四二〇ノ二 四二九ノ五 官四二二ノ二 四二九ノ二
此等ノ字 ニ包含セ ラルル鐵 道用地ハ 全部本町 ニ編入ス	四九四ノ四 自四九四ノ一 至四九四ノ三 五三〇ノ二 至五三〇ノ三 五三三ノ二	五一四ノ二 五一四ノ五 五一四ノ五 五一四ノ五	四九四ノ四 自四五六ノ一 至四五三ノ三 五三三ノ二	

東新開町町區域變更並新町名設定

新設
定町スヘ
名キ
字名
區域（數字ハ地番ヲ示ス）
摘要

皆實町町區域變更並新町名設定

桐木町 桐木全般

段原町町區域變更並新町名設定

五
西
六
ノ
二
五
西
八
ノ
三
至
五
八
九
ノ
一
二
分
道
三
航
工

三篠町町區域變更並新町名設定

一、似島町設定ト同時ニ從來ノ仁保町ハ前記地域ヲ縮少スルモノトニ
二、現似島ニ包轄セラル、凡テノ官有地ハ似島町ニ編入ス

仁保町町區域變更並新町名、新字名設定

似島町						
長ガ	東ヒガシ	大ダイ	南ジ	中ナカ	長ナガ	
谷タニ	谷タニ	黃ワ	泊ドマリ	ノ原ハラ	濱ハ	「井手ノ上」
「赤石島」 「似長島」 「運場」	「空釜」 「柿ノ木」 「筏」 「東」 「東大谷」	「船置場」 「大黃」 「次郎江田」	「南風泊」 「外方」 「深浦」	「石場」 「中原」 「三階」	「中ノ原」 「二階」 「三階」	「獵ノ谷」 「長濱」 「池ヶ浦」
全部(自四、九九六) 至五、〇九九)	全部(自四、八六〇) 至四、九九五)	全部(自三、〇七三) 至二、九四五)	全部(自一、九〇一) 至二、一八五)	全部(自一、六五八) 至一、九〇〇)	全部(自一、三六〇) 至一、三六〇)	全部(自八、一四四) 至九、二三〇)
全部(一)	全部(自四、八六〇) 至四、九九五)	全部(自二、九四六) 至三、〇七三)	全部(自二、一八五) 至二、四〇三)	全部(自一、九〇一) 至一、六五八)	全部(自一、九〇一) 至一、七六〇)	全部(自一、一〇一) 至一、二一四)
(自四、九九六) 至五、〇九九)	(自四、九九五) 至四、九九六)	(自三、〇七三) 至二、九四五)	(自一、九〇一) 至一、六五八)	(自一、九〇一) 至一、七六〇)	(自一、九〇一) 至一、七六〇)	(自一、九〇一) 至一、九一〇)
		山林部(自一七七ノ一) 至一、七七〇)	山林部(自一四九) 至一、四九〇)	山林部(自一四〇ノ一) 至一、四〇九)		
		(至五、〇九九)	(至五、〇九九)	(至五、〇九九)		

一、本表町區域變更町名改稱ト同時ニ從來ノ大字名及小字名ハ山林部ニ於ケル字
名ヲ除ク外全部之ヲ廢止ス
二、現三條町ニ包含セラル官有地ハ本表ノ區域ニ從ヒ包含及接續セル新町ニ編
入ス

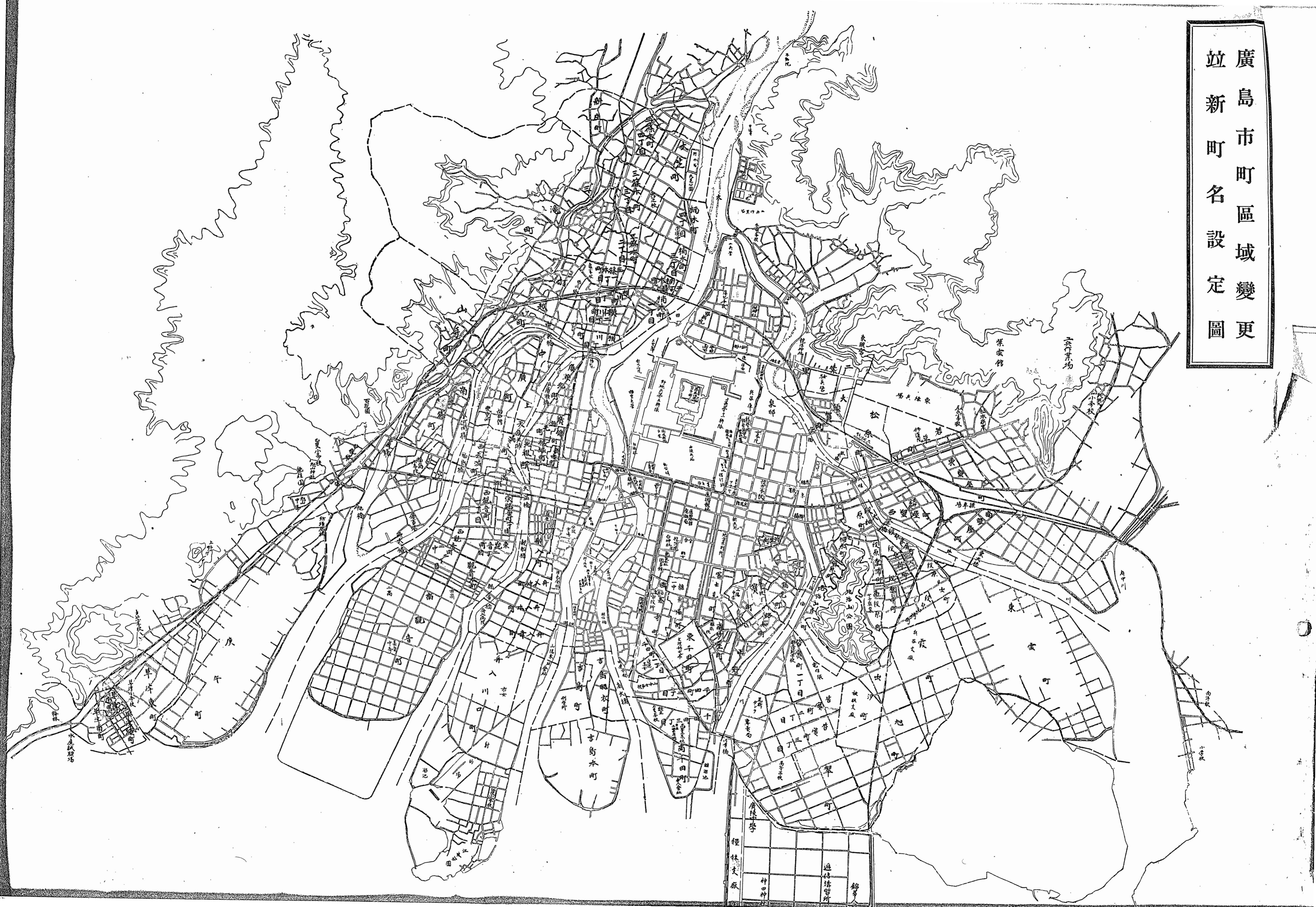
四三ノミ	三三ノミ	二三ノミ	一ノミ
丁 篠 本 チヤウ ササ ホン 一本木 原 家 西 道庄 自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	丁 篠 本 チヤウ ササ ホン 目町 マチ 字同字同字同字同字同字大 高 一 七 宮 中 字 一本木 原 家 西 道庄 自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	丁 篠 本 チヤウ ササ ホン 目町 マチ 字同字同字同字同字同字大 的 大 川 王 成 チヤウ ササ ホン 字同字同字同字同字同字大 江 中 松 的 三 川 道 原 場 池 自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	丁 篠 本 チヤウ ササ ホン 目町 マチ 字同字同字同字同字同字大 北字 東柳河内 西柳河内 新庄 柳楠 楠木 自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)
自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)
自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)
自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)	自二、三 至二、三 全部(自二、三 至二、三九)

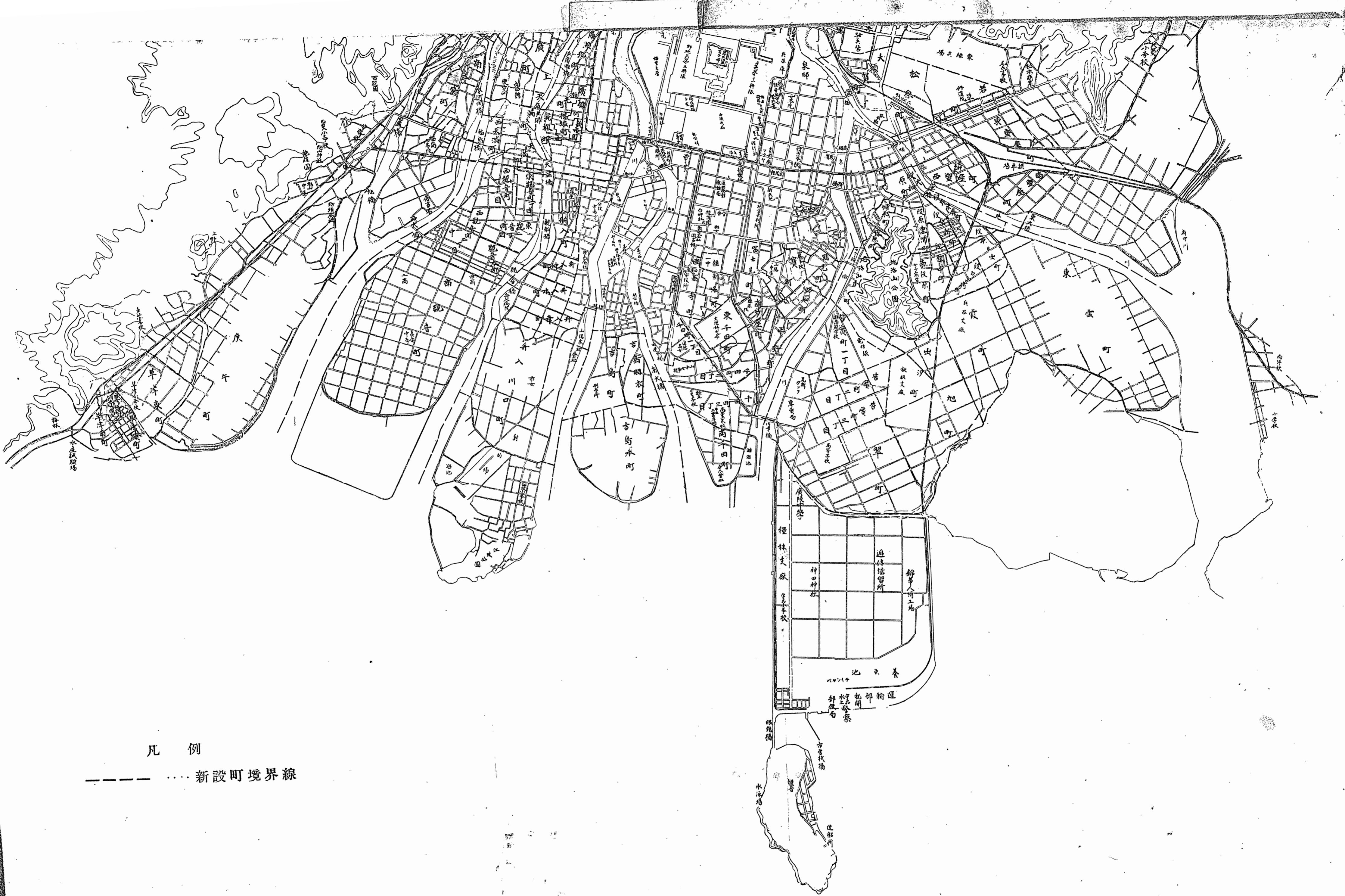
- 新しい町名字名が出来ました
- 極めて便利に町區域が変更されました
- 出来るだけ早く覚え馴れませう
- 十二月一日よりいよく實施になりました
- 不審の點が御座いましたら遠慮なくお尋ね下さい

町区域変更並新町名設定

廣島市役所庶務課

廣島市町名區域變更
並新町名設定圖





凡例

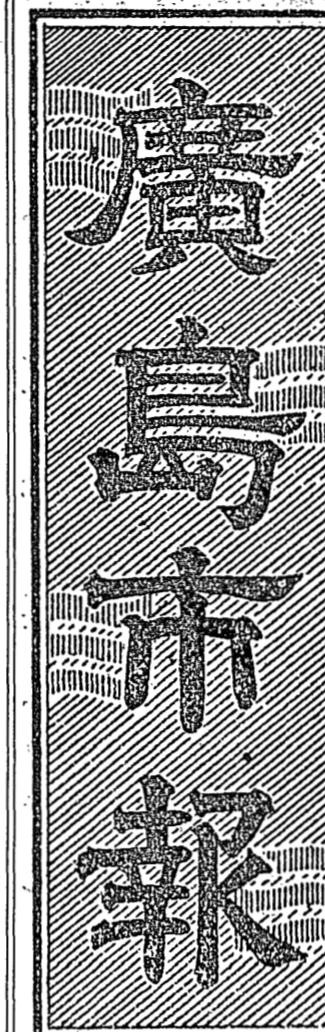
----- 新設町境界線

【目 次】

- ◇國民精神作興詔書済發十周年記念式 · 三一
- ◇條 例 · · · · · 三二
- ◇告 示 · · · · · 三三
- ◇彙 報 · · · · · 三四
- ◇市街地建築物法に就いて · · · · · 三五
- ◇流感に就いて · · · · · 三六
- ◇本都市計畫土地區劃整理決定に就て · 三七
- ◇並木に就いて · · · · · 三八
- ◇廣島市兒童夏期保養所衛生狀況 · · · 三九
- ◇切花の談片 · · · · · 三一
- ◇各種統計 · · · · · 三二



式記念周年十發済書詔興作神精民國るけ於に庭東廳市



號五十二第

印行日十月一十年八和昭
行慶日十月一十年八和昭
錢參金一部一價定
錢拾七金一年一

所役市島廣 所行發人行發
所版活兄弟田培社會 所刷印
地番一目丁七町手大市島廣
雄 計 田 增 增者刷印
地番一目丁七町手大市島廣

町沿革

臺屋町 もと比治山村に屬し吉
田町又は地方町と稱して居たが
寛延四年に源光院の寺號臺屋寺
を探つてだいおくと改稱し更に
明治十五年に今日の名に改稱し
たものである。

國民精神作興詔書
済發十周年記念式

廣島市の國民精神作興に關する詔
書済發十周年記念式は十日午前十
時から市廳東庭で舉行されたが本
年は市内各種團體を網羅した最初
の済發記念式で文理科大學學長、
高工、高校兩校長、縣會議長、正副
市會議長その他來賓及在鄉軍人聯
合分會長以下各分會長、町總代聯
合會長以下各町正副總代、市立各
中等學校長、小學校長、男女青少
年團長、青訓主事、消防組頭、縣
方面委員、公益社會事業團體長、
婦人會長、市吏員等その他約五百
名參列。

先づ波多野社會課長の挨拶に開式
一同敬禮、國歌齊唱の裡に秋空高
く嚴肅に國旗掲揚し宮城を遙拜の
後、市長代理奥助役詔書を奉讀續
いて湯澤知事の諭告があり、師團
長代理中島電信隊長の發聲で萬歳
を三唱、國旗を降下、再び國歌を
齊唱して十時四十五分終了した。

廣淺島野市圖書館立館圖閱覽月報

(分月十)

日十月一十年八和昭 報市島廣 可認物便郵種三第

入營二關スル心得

用シ尙ホ袴持合セノ向ハ着用ノコト殊更入營ノ爲新調セザルコトニ注意ヲ要ス

(十)入營ノ際懷中時計等ノ貴重品ハ可成携行セサルヲ可トス

(十一)入營スヘキ者次ノ事故ニ依リ入營シ難キトキハ入營不能屆(疾病ハ醫師ノ診斷書、其他ハ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ添付シタルモノ)ヲ入營當日迄ニ本

人若クハ家事擔當者ヨリ當所兵事課へ差出スコト

ヲ清潔ニスルコト

ロ、本人カ犯罪ノ爲拘禁又ハ處刑セラレタルトキ及住所不明ナルトキ

ハ、其他前各號ニ相當スル避クヘカラサル事故アルトキ

(十二)現役兵トナリ本人入營スルタメ其家族忽チ自活ノ途ヲ失フ事故ヲ生スル者ハ

其旨速ニ當所兵事課へ申出ノコト

(十三)廣島市以外ノ諸部隊(東京、德島、奈良、松江、姫路、京都、久留米、濱松

滿洲、平壤、吳)へ入營入團者ニハ出發前當所ニ於テ入營旅費ヲ繰替支給ス印

(十四)入營者ニシテ廣島市外(三里未滿ハ除ク)ニ居住セル者ハ居住地市區役所町村

役場ニ出頭シ入營旅費受領ノ上出發セラルヘシ但シ此場合ニ在リテハ可成入營

期日一ヶ月前ニ本人本籍地及現住所ヲ明記シ旅費繰替拂ヲ受ケタキ旨本市役所

兵事係ニ豫報セラル、ヲ要ス

朝鮮、臺灣、滿洲等ニ在留シ入營部隊ニ到ルモノニシテ旅費ノ支給ヲ受クルニ

アラサレハ出發シ能ハサルモノハ其居住地官署ニ申出テ旅費ノ支給ヲ受クル事

但シ辨シテ入營部隊ニ到ル者ハ居住地ノ官署ヨリ旅費支給未済並陸路證明書

ノ交付ヲ受ケ入營後請求書ヲ當所ニ差出サルヘシ

(十五)關東軍高射砲兵第二大隊及電信第三大隊へ入營スヘキ者ニシテ入營部隊附近

ニ居住スル爲メ當市ニ集合スルヲ不便トスル者ハ集合スルコトナク直接入營ス

ルコトヲ得ルヲ以テ單獨入營届(廣島聯隊區司令官宛ノモノ)ヲ速ニ本市役所

ヘ差出スコト

昭和八年十一月

廣島市役所

1. 集合場 西練兵場(分列松東側ニ場所ヲ標示ス)
 2. 集合時刻 一月二十日午前七時三十分
 3. 午前八時 廣島縣知事ノ訓示ヲ受ク
 4. 訓示終了セハ直ニ本市吏員ノ先導ニテ入營部隊ニ到ルモノトス
 5. 一月二十日午前七時降雨ノ場合ハ訓示ヲ中止セラル、ヲ以テ西練兵場ニ集合スルコトナク午前八時迄ニ入營部隊營内ニ到ルモノトス
- (一) 輜軍兵特務兵ノ入營ハ第一期十二月一日、第二期二月一日、第三期四月一日、第四期六月一日、第五期十月一日ニシテ各期共當日午前八時三十分迄ニ步兵第十一聯隊營第五大隊營内ニ集合ノコト
- (二) 輜軍兵特務兵ノ入營ハ九月一日ニシテ當日午前八時三十分迄ニ步兵第十一聯隊營(三) 補助看護兵ノ入營ハ九月一日ニシテ當日午前八時三十分迄ニ步兵第十一聯隊營内ニ集合ノコト
- (四) 左記部隊團へ入營(入團)スヘキ者ノ入營(入團)及集合ニ關シテハ追テ詳細通報ス
- (五) 輜軍兵特務兵ノ入營ハ九月一日ニシテ當日午前八時三十分迄ニ步兵第十一聯隊營近衛步兵第一聯隊、歩兵第三十八、第四十三聯隊、步兵第六十三聯隊留守隊、近衛騎兵聯隊、野砲兵第十聯隊留守隊、野砲兵第二十二、二十四聯隊、高射砲兵第一聯隊、關東軍高射砲兵第二大隊、工兵第十一聯隊、關東軍電信第三大隊、飛行第六聯隊、吳海兵團
- (六) 入營ノ際着用セル衣類ハ直チニ附添人ニ持チ返ラシムルヲ便トス附添人ナキ入營者ハ送還ノタメ風呂敷又ハ油紙細繩及木札ヲ用意携行スヘキコト
- (七) 入營ノ際ハ現役兵證書及印判、青年團手牒、青年訓練手牒ヲ失念ナク携行スヘキ事又現役兵證書裏面ノ事項ハ必ス記憶シ置クコト
- (八) 入營當日ノ服装ハ必ス平素持合セノ質素清潔ナルモノ(成ルヘク木綿衣)ヲ着ハ勿論可成父兄近隣ノ者參列シ其式事ヲ以テ入營ノ披露トセラレタシ
- タシ尙ホ入退營者ニ對シ各町内氏神社等ニテ奉告祭ヲ舉行セラル、ニ依リ本人テ著シク奢侈ニ流レハキハ断然之レヲ廢止セラレ
- テ未ダ寄留ノ届出ノシテナイ方ヤ轉居シテモ其ノ手續ヲシテ居ナイ方ハ此ノ際夫レハ手續ヲシナイト通知ガ届キマセン。尙御参考マデニ申上げマスガ昭和九年度入學スベキ兒童ハ昭和二年四月二日ヨリ昭和三年四月一日マデニ生レタ者デアリマス

入學前兒童身體檢查日割

	検査月日	校名	検査月日	校名	検査月日	校名
十一月十日	仁保	十一月廿一日	大芝	十二月一日	竹屋	
同	十一日	草津	同廿二日	段原	同二日	廣瀬
同	十三日	似島、矢賀	同廿四日	神崎	同四日	三篠
同	十五日	古田	同廿五日	千田	同五日	荒神町
同	十六日	福島	同廿七日	中島	同六日	袋町
同	十七日	觀音	同廿八日	天満	同七日	江波町
同	十八日	尾長	同廿九日	大手町	同八日	本川
同	二十日	比治山	同三十日	幟町	同九日	己斐

昭和九年四月一日新ニ小學校ニ入學スル兒童ノ入學前身體檢查ヲ十一月一日カラ十二月九日マデノ間ニ各學校區域ニヨリ別表ノ通り日取りガ決定シマシタ。本市ニ居住シテ居テモ未ダ寄留ノ届出ノシテナイ方ヤ轉居シテモ其ノ手續ヲシテ居ナイ方ハ此ノ際夫レハ手續ヲシナイト通知ガ届キマセン。尙御参考マデニ申上げマスガ昭和九年度入學スベキ兒童ハ昭和二年四月二日ヨリ昭和三年四月一日マデニ生レタ者デアリマス

人を雇ふなら

職業紹介所から――

紹介無料！

適材適職！

就職旅費半額！

間週導指業職國全回三第

職業の鍵！ 職業紹介所を御利用下さい

職業道五則

- 一、(選職)一に適職二に努力
- 二、(個性)得手に帆を擧げ
- 三、(人と物)人に親切物は大切
- 四、(精進)本氣と根氣と元氣で働く
- 五、(轉職)轉職は経験の浪費

△市民體力檢查△農事試驗場已斐分場は五
日市に移轉△縣立結核相談所廣島市に設置
△凱旋軍隊歡迎△官祭廣島招魂社奉贊會
寄附申込△公設市場小賣值段調查表

【目次】

- ◆第二高等小學校落成式 三七
- ◆告示 三六
- ◆公告 三〇
- ◆都市計畫事業負擔金賦課方法に就て 三〇
- ◆廣島市工業大觀 三一
- ◆菊の來歷 三二
- ◆中國四國市會議長會議 三三
- ◆入學試驗準備と家庭教育 三四
- ◆消費市場として見た臺灣の輪廓 三四
- ◆各種統計 三四



第二高等小學校落成式

廣島市報

號六十二第

刷印日五廿月一十年八和昭
行發日五廿月一一年八和昭
錢參金部一「價定
錢拾七金年一」

所役市島廣行發人
所版活弟兄田地社會
地番一目丁七町手大市島廣
雄、計、田增者副印
地番一目丁七町手大市島廣

的場町 もと段原村の一部であつて猿猴川の西堤筋と稱して居たものである、昔源藏といふものが此處に住んで居て的を造ることを業として居たので此の名が出來たのだとか。

第二高小新築落成式

廣島市第二高等小學校々舍並講室
新築落成式は十六日午前十時半が

ら同校講堂に於いて盛大に舉行されたが黒瀬校長以下各教職員、男

女兒童約六百名、來賓伊藤市長、坂市會議長、各市會議員、梅林寺

中邑教育課長、伊藤土木部長、松

坂市會議長、各市會議員、梅林寺

廣島縣立女學校長、市內男女中等

學校長、市內各小學校長、後援會

員等約四百名列席。國歌合唱、伊

藤市長式辭、伊藤土木部長工事報

告、來賓松坂市會議長、土橋縣視

學、梅林寺廣島縣立女學校長(市

內中等學校長代表)伊藤觀音小學

校長(市內小學校長代表)川崎市會

議員の各祝辭、中村後援會代表の

挨拶、工事功勞者への記念品贈呈

黒瀬校長の謝辭、落成式の歌など

【告示】

●廣島市告示申第一六五號
道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事施行箇所等左ノ通定ム

昭和八年十一月十三日

廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所等左ノ通定
事

失業應急事業 路面改良鋪裝工

昭和八年十一月十四日

廣島市告示申第一六七號
第一號路線鐵砲町通及鋪裝工

事維持上必要ナル區間

二、工事着手年月日

昭和八年十一月十八日

三、負擔區及地帶

第一負擔區、上流川筋以東

第二負擔區、上流川筋以西

道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

五、負擔區及地帶

第一負擔區、京橋筋以北

第二負擔區、京橋筋以南

道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

六、負擔區及地帶

第一負擔區、第一及第二號支線

道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事施行箇所等左ノ通定ム

昭和八年十一月十三日

廣島市告示甲第一六六號
第一號路線、大正橋東詰ヨリ大

須町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

三、工事着手年月日

昭和八年十一月二十日

四、負擔區及地帶

第一地帶、道路境界線ヨリ十四

メートル

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス地帶トス

五、負擔區及地帶

第二地帶、第一地帶ノ外側線ヨ

リ十四メートル

六、負擔區及地帶

第一地帶、百分ノ八十

メートル

七、負擔區及地帶

第二地帶、百分ノ二十

メートル

八、負擔區及地帶

第三號路線、大正橋東詰ヨリ十四

メートル

九、負擔區及地帶

第一號路線、大正橋東詰ヨリ大

須町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

十、負擔區及地帶

第一號路線、大正橋東詰ヨリ大

須町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

十一、負擔區及地帶

第一號路線、大正橋東詰ヨリ大

須町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

十二、負擔區及地帶

第一號路線、大正橋東詰ヨリ大

須町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

昭和八年十一月十八日

廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所等左ノ通定
事

失業應急事業 道路改築工事
第十五號路線南竹屋町中央通ヨ
リ同町東堤防ニ至ル間及當該道
路維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和八年十一月十八日

三、負擔區及地帶

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

第一地帶、道路境界線ヨリ十四

メートル

第二地帶、第一地帶ノ外側線ヨ

リ十四メートル

三、負擔區及地帶

第一地帶、百分ノ八十

メートル

四、負擔區及地帶

第二地帶、百分ノ二十

メートル

五、負擔區及地帶

第一號路線、三川町ヨリ下

流川町ニ至ル三川橋筋及鋪裝工

事名及工事施行箇所等左ノ通定

道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工

道路ニ接スル部分ヲ地帶トス
四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

四、負擔率

道路ニ接スル部分ヲ地帶トス
四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

昭和六年度 一九二三

昭和五年度に於いては印度關稅引上等の影響を受け採算不引合の結果シャツ製造工場の一時休業により年產額を減少せり、昭和六年度ば生産數量著しく増加せるも價額之に伴はざるは製品價額の低落によるものにして生産様式製產品種に於いては昭和四年度のものに比し著しく優良なるものとなれり。

近代生活様式の變化は從來綿織物を常用せる兒童等も漸次小倉服地を用ひ、足袋の如きも靴下に移る等メリヤス製品は全く時代の嗜好に投じ將來益々好望視されて居るが、其編物機械は割一的であつ

廣島市工業大觀

第四節メリヤス工業 本邦メリヤス工業は今や漸次家内工業の域を脱し大工場工業化して機械體系を適用するに至つて居る。我が廣島市のメリヤス工業も初めは大阪の斯業を範とせる家内工業的のものであつたが漸次發達して模倣から創造への過程を辿り地方的特色ある製品に到達して斯界に認めらるるところとなり内外に販路大いに擴まるに至つた、かるが故に一般財界不況の折柄にも係らず益々需要を増加を來して居る。

今廣島メリヤス工業の現勢を各先進都市との比較に於いて参考に供すれば左記の如し。

ても一臺約千圓とみて、三臺から四臺を必要とするから三千圓乃至四千圓を要する譯で、小資本では着手に困難である。

然し莫大小製品は前途益々有望なるは我々の生活の向上と文化の向上に正比例して確定的のものである。

而して莫大小製品——沓下、シヤツ等の生産地を四國、九州、山陰、中國地方に求めんとすれば本市を除いて外になく且つ本市が軍都の關係上軍需品としての大なる販路を持ち此の方面丈でも年々四十萬圓の賣上を見る現狀に徵し、將來本市斯業をして東京、横濱地方の夫の如く高級化し、児童向や柄物等の製造に邁進せしむるならば現在の生産額は倍加せんことを必定である。

故に今後着手する企業家は宜しく、現在當市の製造家の造り出す設備のない兒童物の柄入沓下や、絹沓下、柄入沓下或はジャジー等を製造し得る新設備を企てられる事が賢明な策である。同時に毛糸人絹に其の原料を求める計劃を良とせん。

我國メリヤスの生産は今日一人當り六十八錢二厘の極めて僅少なる實狀に在り一面生活必需品としての地歩を占めるに至れる關係上生産過剩ではないが大阪地方のダンピングが行はれることがあり爲に市況を混亂せしめることがある然し乍ら本市メリヤス製品は地方

接影響を受けることが妙い。
販路は九州、山口、印度、本縣
四國、滿洲の順序で海軍用が多い。
本市メリヤス業者は其の生産様
式の合理化、品位の向上を圖り能
率の増進に努め之が製產の統制を
完ふし以て斯業の健全なる發達を
促さんが爲昭和五年八月二十八日
メリヤス研究會を起し經營、製產
能率等各種の試驗研究を行ひつゝ
其間積金をなし其額四千數百圓に
達したるを以て遂に昭和七年十二
月二十六日を以て廣島メリヤス工
業組合を設立した、該組合の事業
は

尾道市はさきに市營グランピング場の運営を目的として、市長が開設した。この施設は、市長の私的運営によるもので、市議会での議論や意見交換が行われた。また、市議会では、この施設の運営についての議論がなされ、最終的に市議会は、この施設の運営を認めた。

ノウンド
に決定
市
音グラウンド
上寺山の土砂
件に申請中で
の結果風致保
に決定した。

廣島市告示甲第一七四號
陪審法第二十三條ニ依リ本月二十九日午前十時市役所ニ於テ昭和九年度陪審員候補者ノ抽籤ヲ行フ
昭和八年十一月二十二日
廣島市長 伊藤 貞次
【公 告】
一、赤革手提鞄 一個
右物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心當リノモノハ當所社會課ニ届出ラルヘシ
昭和八年十一月十五日

亦革手提鞶

右物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心
當リノモノハ當所社會課ニ届出ラ
ルヘシ
昭和八年十一月十五日
廣島市役所
一、杉丸太 二本
右物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心
當リノモノハ當所社會課ニ届出ラ
ルヘシ
昭和八年十月二十七日
廣島市役所
一、小 船
右物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心
當リノモノハ當所社會課ニ届出ラ
ルヘシ
昭和八年十月二十七日
廣島市役所
一、銘仙 二反
右物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心
當リノモノハ當所社會課ニ届出ラ
ルヘシ
昭和八年十月二十七日

西公益質屋ニ於ケル流質物品左記
ノ通公賣ニ付スヘク候條買受希望
者ハ別紙規程熟覽ノ上所定ノ要項
ニ從ヒ當日當質屋ニ資格證明提示
入札書ヲ差出サルヘシ

都市計畫事業執行に要する費用を負擔する者に一般負擔及特別負擔の二種があります、一般負擔とは都市計畫法第八條に規定するもので或一定の税目に對し附加するものであります、之れは地租、營業稅其の他の租稅に對し其の擔稅力に比例して附加するものでありますから此等の税を負擔する者は等しく賦課せられるのであります。特別負擔とは都市計畫事業を執行する附近の或一定の地域内の土地所有者若くは一定の權利を設定して居る者の負擔する所謂受益者負擔金であります、一般負擔たる特別稅は暫く措き特別負擔たる受益者負擔金に就いて一言しますれば此の受益者負擔金を賦課徵收する其の根源は都市計畫法第六條第二項であります即ち「主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得」とあります、此の條項を基礎として勅令、内務省令或は本市告示を以て其の負擔方法及負擔歩合等が定められて居りますから現在に於ては當該規定類に準據して賦課徵收するのであります。然しながら翻て研究を要するものは前述の都市計畫法第六條第二項に謂ふ「著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其

受益者負に就て

市費消 として見た 臺灣の輪廓

のであることを茲に注意しなければなりません。母親は先生の位置に立つてはならないのです、全く子供と同じ立場に立つて共に受験する心持で子供を見てやることが大切ですだから子供の答へが違つてもがみく叱つたり、又は子供が出来ない事を嘆いたりしてはいけませんと申すのは母が先生の様な態度に出ますと子供はすぐ學校の先生をかつぎ出しそれでも先生はお母さんの様には教へないとか

だけが其基礎の全貌ではあります
ん。
入學試験に失敗した事は只一時
の殘念さを物語るだけで立身出世
の道が閉された事ではありません
子供に眞の力なくして僥倖に入學
試験にかゝつても其れは子供にと
つて幸福で無い事もわかり又入學
試験に失敗しても其失敗によつて
他日の成功を齎す源となるもので
あると云ふ事もわかつて参ります

剣さを持つ母なれば自然に覺り得ることであります。かかる理解ある母に由つて家庭で守らるゝ子供は幸であり母も亦子供によつて幸福であると思ひます。私は母によつてなさるべき準備教育としましてけれど、家庭に於ける準備教育は母の代りに父が置かれる場合でも何等母の教育と違つた所がないと思ひます。以上思ひつきました事を申述べまして今準備に忙殺されて居られます兒童の御家庭の方

今回の見本市は臺南が二回目である若干の障害のた績については、自抱いたけれども、り、向ふ一ヶ月間五萬圓の新規取引つけ得た。大成功らう。けれども、る。

、臺北が四回目
つた、豫期せざ
め、見本市の成
然若干の危虞を
それは杞憂に終
に最少限度約十
開始の見極めを
とは言へないだ
一步前進ではあ

金六圓(追加)	佐伯郡上白鳥
金五圓(追加)	左
金五圓	小鹿
金參圓	中地
金貳圓(追加)	國泰寺町
金貳圓	奥平
金壹圓參拾錢(追加)	大上
金壹圓(追加)	三條町
金參拾錢(追加)	銀臺
小計金壹萬五千五百六	

尋常六年生の児童を御家庭にお持ちの方では近頃は入學試験の準備にと忙殺されて居る愛兒を見て、いとしい感情に満されて居られる事と思ひます。小學校の先生方が準備してくださると、くださらぬとに關らず上級學校が抽籤で入學を許可してくれない限り、口答でも筆答でも兎に角競争試験がありますから児童に出来るだけの準備をしてやつて目標とする學校に児童を入學させてやりたいと思ふのが親の情だと思ひます。

私共は朝早く又夜遅く幼い児童が大きな「カバン」を肩に歩いて居る姿を見ますと眞にいぢらしい氣持に打たれまして、覺えず目が熱くなりります。しかし一面から考へますと、やはり人生は生存競争の圈外に出る事が出来ませんから、此競争に勝利を得ます爲めに努力することが必要であります。其故世の親達は可愛い子を苦しめても其子供さんに勝利を得させたいとの念慮で胸一パイだと存じます。其處で私は親御さん達には相談があります。此の可愛い子をそんなに苦しめずに我子を賢く又よく勉強する子に育てあげます方法が無いのでありますか、其れが有りますれば世の中で申す試験地獄等と稱へるむごたらしい事件は起らないですむと思ふのであります。

私の考へて居ります最も良い方法は子供が小學校に参ります初一

今堀友市

歩、尋常一年生の時から此の準備教育を家庭で施すことあります。かく申すと其なこと眞平御免だ、尋常六年の一ヶ年丈でも御免蒙りたいものをと申されませうが私の云ふ準備教育はそんなものではありません。既に児童が小学校に上りますれば我子が其の體格に於て又其腦力に於て又技術に於て他の児童なりどの位劣つて居りますかすぐ解りますこの劣つてゐる點を見ますれば親としてどうしても其劣つてゐる點に就て注意しそれを補つてやる氣持になるのが當然です。急がず騒がず日々少しづゝ我子に力づけてやりまして尋常六年生になる間に、其劣つてゐる體力脳力を引き伸ばしてやることに心掛ける事です。六ヶ年の歳月をかけますれば其れは決して不可能なことではありません。

例へば一日に半時間乃至一時間児童を母の膝元で勉強させますと共に其身體の状態を見てやる事です。若し毎日半時間母が子供の勉強を管理してやりますと、六ヶ年間に概算一千八十時間子供の教育を母の手で行ふことになります。此の時間は尋常六年の時一年中日に三時間づゝ母が準備教育をやつてやる事になるのであります。どんなに忙がしいお母さんでも日に平均半時間や一時間位の時間を大切な子供の爲に御使ひになることが出来ない筈はありません。又かかる短時間の勉強で子供が苦しむ

てある點を六ヶ年かゝつて補ふことは容易に出来ると思ひますから、それば何にも尋常六年になつて負擔の重い準備教育を施さなくとも子供を目的とする學校に入學せしめる事が出来ると信じます。

しかし多くの親達は其様な方法は今更教へられてても致し方が無い子供は尋常六年生だ入學試験は目の前にある今火がついてゐるのだから今直ちに有効な良策をど求められると思ひます、其れには今からでもよろしい、子供の勉強振りをしつかりと見てやる事が私は良策だと思ひます、學校で先生が教へてくださる時間は學校にお任せして家庭では母が直接に子供の勉強振りと其の健康状況とを見てやるので、學校の先生が熱心に教へてくださつても何分多數の兒童を同時に見られるのですから我子だけを特別に他生より良く出来る様にと導いて頂くことは出来ません、其上先生任せでありますと、兎角親は我子を慾目で見て居りますから或る科目的答案でも優れたものを見ますと直ちに我子が他生より優れるものと想像して安神して居られますことが多いのです、之が一番禁物です一人に一人の先生がついて行ふ準備教育が最も有効な方法です此の意味に於て學校以外の時は成るべく家庭で子供を母の膝元に於て見守る様にするのが良い準備です、児童のする計算や児童のする書取を見てやるので、何にも難かしい事を教へなく

其の子供のする事が正しいか正しくないか子供によく反省せしめて正確な復習を子供がする様に注意してやればよいのです、子供に文字を書かして見て其のが教科書の文字と違つて居らぬか比較してやればよいのです、こうして子供を見守る母の教育は最もよい教育であります、又母程眞剣に我子を良い学校に入學させたいと思ふ人はないのですから本當に熱ある教育が出来るのです、此母の準備教育は一時的だとしてもやはり有効なもので、母が子供と一體となつて入學試験を受けるつもりで共に勉強してやりますれば其間に子供の學力も體力もわかつて参りますから其準備が効果的であると共に子供に無理な註文を出す様なことを避ける事も出来ますし、子供の方でも親に體裁を作つて過大な望みを出して無謀な競争心にかられることも無いのです、従つて入學試験に失敗しても親子一體となつて居りますれば慰められる事が多いと思ひます其れを考へずに準備を全く他人任せ先生任せにしておきますれば特別によい腦力を持つてゐる子供ならいざ知らず普通の子供では子供も親も共に不安であり不確かであり、其上不成功に對する落膽も甚だしく成功せる他生を羨み甚だしい人になると準備してくれた先生を怨み恩を仇で報ず様な心を起すこととなるのです。

金壹百圓	廣島織物雜貨卸商組合
金壹百圓	野村證券株式會社廣島支店
金九拾九圓	笛野雄太郎
金九拾圓(第一回分)	安藝郡昭和村
金七拾參圓	高田郡丹比村
金七拾壹圓	山縣郡本地村
金六拾六圓	山口縣玖珂郡新庄村
金六拾壹圓	同縣同郡愛宕村
金六拾圓	山口縣川迫村
金五拾圓	賀茂郡安登村
金五拾五圓貳拾錢	基
金五拾圓	町
金五拾五圓	丸安濱口合名會社
金五拾圓	高田郡川根村
金五拾圓	山本文吉
金五拾圓	罐詰部
金五拾圓	廣島工場
金五拾圓	沖田周次
金五拾圓	久保木利三
金五拾圓	角田善之助
金五拾圓	平田榮次郎
金四拾六圓八拾參錢	羽田謙次郎
金四拾六圓八拾八錢	木村本次郎
金四拾六圓八拾參錢	同郡志屋村
金參拾圓	寺川芳藏
金拾五圓	吉見秀吉
金拾五圓	柏木三吉
金拾五圓	橋本種次郎
金拾壹圓八拾錢	大日本護國婦人會
金拾圓	高田郡川根村
金七圓參拾錢(追加)	在鄉軍人分會

金六圓(追加)	佐伯郡上水内村
金五圓(追加)	白島九軒町
金五圓	左官町
金參圓	中地龜太郎
金貳圓(追加)	國泰寺町雜魚堤
金貳圓	奧平徳之助
金壹圓參拾錢(追加)	小鷹狩元鼎
金壹圓參拾錢(追加)	三篠町上柳河内
金壹圓(追加)	大王西組
金參拾錢(追加)	銀山町
小計金壹萬五千五百六拾九圓	臺屋町
七拾四錢	町
累計金拾五萬八千五百七圓五	拾四錢
其後物品寄附申込者左の如し	
石玉垣四十九間	東京檜山錦光
樂太鼓一臺	廣島濱野善
同	白島九軒町
釣燈籠一對	猿樂町西組
廣島傷病軍人戰友會	西白島町
勅諭拜受五十年記念	東平塚町
時局博覽會協贊會	水主町下、中組
觀音町東一丁目	鐵他町中甲組
皆實町西上組	千田町一丁目
長崎千代藏	三篠本町三丁目
黑川與一	新天地、三川町、竹屋町
石燈籠一對	二旗
金御幣	廣島縣傷痍軍人會
金御幣	廣島市支部會員一同
御神鏡	國泰寺町雜魚場
賽錢箱	松川町
芳名錄容器二個	鷹匠町土手組
木製豎燈籠一對	

診療所事業成績 分 所別

(十月分)

延 診 受 入

託兒事業成績（十月分）

那 託 兒 所	條 託 兒 所	波 託 兒 所	瀬 託 兒 所	侏 託 兒 所	津 託 兒 所	別 區 別
ル モ ノ ナ リ	楠 那 託 兒 所	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男

人退員所 哭現 在 延缺 金哭四四三三七四三三零壹壹壹壹壹壹一三二三一

昭和九年度海軍志願兵徵募

視力 各眼視力 一二〇 各眼視力 一二三

(注意) 呼吸耐力検査(航空兵のみ) 呼吸保留(秒)
備考 (採用入隊の際は更に一般兵種の者よりも細密な身體検査がある)

二、掌電信兵志願の水兵、軍樂兵、看護兵及主計兵志願者は各眼視力
○・六以上矯正規力一・〇以上ならば合格することもある

三、主計兵志願の身長は一五二・〇厘米迄は合格することもある

志願兵採用員數 昭和九年度與鎮守府に於て採用すべき海軍志願兵員數		主計兵		計
水兵(掌電水兵)	航空兵	機關兵	軍樂兵	看護兵
二、三〇〇	一、二〇	五五	一〇〇	一五
吾	二〇	三〇	二、三〇	二、三〇

備考 一、補缺採用を行はず

二、航空兵にして海軍練習航空隊に入隊の際海軍志願兵令第三十九條第一項の規定に依り採用を取消された者の内掌電信兵に適すと認むる者は告達員數に不拘掌電信兵に採用することを得

(參照)鎮守府司令長官は志願兵入團に際し疾病その他避くべからざる事故により入團し難き者なるときは二十日間以内其の入團を延期することを得

二、志願者の年齢 志願者は各兵種に依り定められ採用の年即ち昭和九年十二月一日現在で計算するもので詳細は左表の通りである

水兵(掌電信兵を除く)		機關兵、看護兵、主計兵		水兵(掌電信兵)	
十七年以上	二十七年未満	自大正二年十二月三日	出生の者	至大正六年十二月二日	出生の者
十五年以上	二十六年未満	自大正四年十二月三日	出生の者	至大正八年十二月二日	出生の者
十五年以上	二十六年未満	自大正七年十二月三日	出生の者	至大正七年十二月二日	出生の者
十五年以上	二十六年未満	大正七年十二月二日	出生の者	大正七年十二月二日	出生の者

三、身體検査の規格は左表の通りである

各兵種(航空兵以外)		航空兵		空兵	
十八歳以上	未満	十六歳未満	十五歳未満	十七歳未満	十六歳未満
十八歳未満	十七歳未満	十六歳未満	十五歳未満	十六歳未満	十五歳未満
十七歳未満	十六歳未満	十五歳未満	十四歳未満	十五歳未満	十四歳未満
十六歳未満	十五歳未満	十四歳未満	十三歳未満	十四歳未満	十三歳未満
十五歳未満	十四歳未満	十三歳未満	十二歳未満	十三歳未満	十二歳未満
十四歳未満	十三歳未満	十二歳未満	十一歳未満	十二歳未満	十一歳未満
十三歳未満	十二歳未満	十一歳未満	十歳未満	十一歳未満	十歳未満
十二歳未満	十一歳未満	十歳未満	九歳未満	十歳未満	九歳未満
十一歳未満	十歳未満	九歳未満	八歳未満	九歳未満	八歳未満
十歳未満	九歳未満	八歳未満	七歳未満	八歳未満	七歳未満
九歳未満	八歳未満	七歳未満	六歳未満	七歳未満	六歳未満
八歳未満	七歳未満	六歳未満	五歳未満	六歳未満	五歳未満
七歳未満	六歳未満	五歳未満	四歳未満	五歳未満	四歳未満
六歳未満	五歳未満	四歳未満	三歳未満	四歳未満	三歳未満
五歳未満	四歳未満	三歳未満	二歳未満	三歳未満	二歳未満
四歳未満	三歳未満	二歳未満	一歳未満	二歳未満	一歳未満
三歳未満	二歳未満	一歳未満	一歳未満	二歳未満	一歳未満
二歳未満	一歳未満	一歳未満	一歳未満	二歳未満	一歳未満
一歳未満	一歳未満	一歳未満	一歳未満	二歳未満	一歳未満

日五十二月一十年八和昭

廣島市報

可認物便郵種三第

日五十二月一十年八和昭

廣島市報

一、志願兵採用員數
昭和九年度與鎮守府に於て採用すべき海軍志願兵員數

水兵(掌電水兵)

航空兵

機關兵

軍樂兵

看護兵

主計兵

計

(二)胸廓擴張は深呼吸で胸の縮張する程度を検査するので、擴張時と縮小時と活量の差が多い程良い。空氣を吸ひ込んで之を吐き出す量を測るのであつて、其の量が多い程良い。

(三)前記の外、身體懸垂といふ検査がある、之は上から吊した綱を片手で握り身體をぶら下げ、五秒間堪へられなければならぬ。

(四)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(五)検査の前日には入浴して身體を清潔にし、耳垢をとり、鼻孔をその他不潔になり易い所は、特に注意すべきである。

(六)衣類その他の所持品を整頓するため風呂敷を携帶するが便利である。

(七)胸廓擴張は深呼吸で胸の縮張する程度を検査するので、擴張時と縮小時と活量の差が多い程良い。

(八)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(九)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十一)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十二)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十三)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十四)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十五)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十六)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十七)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十八)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(十九)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十一)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十二)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十三)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十四)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十五)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十六)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十七)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十八)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(二十九)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十一)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十二)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十三)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十四)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十五)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十六)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十七)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十八)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(三十九)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十一)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十二)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十三)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十四)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十五)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

(四十六)各項は、深呼吸や練習で或程度迄は發達させることが出来るものである。

うせまけ助を民市な倅薄に互お

▼十二月十日より一週間

▼金錢物品何んでも受けます (電五三〇〇)

▼飢と寒さに泣く薄倖の市民其數實に

二千八百九人の多數です

年 末 同 情 週 間

所 役 市 島 廣

(〇〇三五電)

- ▼薄倖の市民に白米の半額廉賣も行ひます
- ▼正月餅を搗き現金雜品を添へて配給します
- ▼家庭への直接配給は總て廣島市方面委員の奉仕です

うせまけ笑に與き泣に與

扶相
助人
類精
神み
は之
を有す

△朝鮮京城から嬉しい便り△町名改稱に就いて△奥助役二十四日退任△廣島市防護團長の挨拶△社會課日誌△官祭廣島招魂社奉賛會寄附金申込△市立淺野圖書館增加圖書

- ◇高松宮妃殿下御來廣
- ◇告示
- ◇通牒
- ◇彙報
- ◇非常時日本の教育の動向
- ◇市商の店頭裝飾
- ◇クリスマスと正月の花
- ◇消費市場として見た臺灣の輪廓
- ◇住宅衛生に就て
- ◇職業紹介事業後援會設立に就て
- ◇各種統計

【目次】

廣島市報

號七十二第

印行日十月二十一年八月和昭
行發日十月二十一年八月和昭
銅參金一部一銭定
銅拾七金一年

所役市島廣人行號
所版活版兄弟田增社會
地番一目丁七町手大市島廣
雄計田增者削印
地番一目丁七町手大市島廣

革治の町

寺町は昔佛護寺の支配地である。寺町の名も之に
よつて起つたものである。



比治山御便殿に成御に便御山治比

高松宮妃殿下御來廣

吳市金谷別荘に御滞在中の高松宮妃殿下には八日前八時三十分、吳驛發御召列車で同九時二十一分來廣遊ばされた。驛頭には二宮師團長、湯澤知事、三宅運輸部長、岡原少將、伊藤市長、加藤縣會議長、松坂、村井正副市會議長、縣市會議員その他各官公衙長、將校および愛國各婦人會員など多數御迎へ申上げたが妃殿下には御機嫌いともうるはしく御鄭重な御會釋を給ひつゝ大財廣島驛長の御先導にて正面玄關よりお召自動車に御乗車直ちに京橋筋より西練兵場を御通過衛戍病院へ御成り親しく事變傷病將士を御慰問遊ばされ、更に大本營址、山陽舊邸址を御覽のうち淺野老侯並に家職の人々の出迎のうちに上流川町の泉邸に入らせられ、お太鼓姿美しい廣島女學生徒小川とし子、高井道子、平塚テル三姉の御接待に御晝餐を召されしばらく御休憩の後、再び御召自動車にて沿道に御拜顔申上げる市民にこやかに御答禮遊ばされ、比治山御便殿にお成り遊ばされ午後三時廣島驛發吳へ御歸還遊ばされた。

田吉淺三山湯沖城滿香石松野山清滿淺眞眞收桑小皆中崎田川波大清服京横石坂松和松増
村野浦口田田川川田間中水野砂志野原島積島本部端田利家部田山川本本田山谷宗太萬之吉
多梅信太榮軍太繁代春次元爲政逸吾七勘春三牧福辨太利美次和義之郎司郎吉治郎一淳健藏一郎吉槌彰吉二藏藏一五造藏巖夫吉造郎吉材郎吉明助茂松明助郎

段的三紙藥已小江國油皆愛草觀元立大段南南南觀船猿段油船段猫鷺廣天廣船下
原場川研斐網波泰屋實岩音柳町原竹竹竹音入樂原屋入原屋匠瀬町打越町新瀨入中
町町町町町町町津町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
杉正永安松吉瀬丸中栗角太吉木中日板井野高宮山福近竹中久伊甲岡北福大岡大伊山野長
山路田井室田川元村坪田本本文垣守間山本口永廣永野保斐田村恒藤謹敏治太田下沼島太
又文友良太鶴常友量主達秀右衛幹榮禎五正次太代四政熊次次郎吉郎助護郎吉郎藏
郎吉雄郎豐松次一藏一助吉門夫一一郎二郎雄進郎吉郎藏吉郎榮一夫郎吉郎

町名改稱に就いて

町名改稱に就いて

十二月一日よりいよいよ町區域の變更並新町名設定が實施されたのであるが之に伴ひ市役所各課に於いては簿書の整理等種々仕事が増加し。爲めに各課にては臨時人員を増加し大童の體であるが、左に各課別にその體様を述ぶれば次の如くである。

(一) 地理課

本月一日から實施せられた本市の町區域及町名改正に伴ひ市の字圖も急々改訂の必要があるので目下着々之が整理に忙殺されて居るが此の機會に於て其の大様を述べて市民諸君の参考の一端に資し度いと思ふのである。

先づ字圖の必要に就て

字圖は何の爲めに必要であるか、之は恐らく市民の多數が御承知のこととは思ふが抑此圖面は本市全般に涉る地理地籍を明かにし之を一般に公開する唯一無二の緊要な地圖である從つて土地に對する總ての私權行使する上に於て殊に必要であるばかりでなく戸籍寄留等の手續を爲す上に於ても缺ぐべからざるものであつて要するに字圖は市政の圓満なる運行を期する上にも亦市民の日常生活上にも極めて必須な地圖であることは言を俟たないのである。

字圖の内容に就て

字圖は本市各町各字に區分され一筆毎に各人所有の土地は勿論道路河川堤防山林等の地形地番位置を明かならしむる

ム 廣島市告示甲第一七六號 ム

道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等定ノ通定

昭和八年十一月二十四日

廣島市長 伊藤 貞次

一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所
失業應急事業 道路改築工事
第三十一號觀船橋通及當該道路
維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日
昭和八年十一月二十七日

三、負擔區及地帶
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
第一地帶、道路境界線ヨリ十四
メートル

四、負擔率
負擔額、總工費ノ四分ノ一トス
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ
第一地帶、百分ノ八十
第二地帶、百分ノ二十

● 廣島市告示甲第一七七號

道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等左ノ通定

二、工事着手年月日 昭和八年十一月二十五日

三、負擔區及地帶 本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率 總工費ノ四分ノ一トス

● 廣島市告示甲第一七八號 道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工事名及工事施行箇所等左ノ通定ム

昭和八年十一月二十四日 廣島市長 伊藤 貞次

一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工事名及工事施行箇所
失業應急事業 路面改良鋪裝工事

第十八號路線三川町通及鋪裝工事維持上必要ナル區間

二、工事着手年月日 昭和八年十一月二十五日

三、負擔區及地帶 本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率 總工費ノ四分ノ一トス

● 廣島市告示甲第一七九號 帰審法第二十三條ニ依リ選定シタ

中石堂勝太郎、市治郎作登、大壽五郎、和商長次、町上富、村岡勝太郎、市口、太郎、市中香三大、濱田道猪、藤福、楠大岡原秋、中鎌三平、正西、正三、川島、伊太郎、正順、惠三郎、正彰、政爲正、留次郎、太郎、次一郎、吉雄一郎、吉一郎、吉五郎、雄平、梯市、治郎、市

革袋榎材左西吉西船草三塙西平尾中草國八水段中島三篠町大手町寺水吉段已櫻
屋木官魚島新入津町打二丁工大塚道島新泰寺丁主原島新楠木木町町町町町町町町町
町町町町町町町津越目町町町町堺町二丁目町町堀町町町町町町町町町町町町町町

川日濱木岡橋重吉三三安島岸田高太小石田小渡木新收高三矢田菊岡平
野高本村野本森山島好田崎本中橋田林川中原部村谷橋好野中崎田田
幸正淺利仁實長敦誠健儀常篠次秀
政龜久音次政幸太三梅廣平治敬幸三太聟精朔次貞太次三
一吉郎吉吉郎夫吉郎松吉治吉三吉郎郎作一二郎吉良郎郎郎三一郎吉

會では、毎年いちじくのシースンになればこれが輸送を實行し、この壯舉この印象を新しく、培つてゐるが更に本年は西條柿及祇園坊柿の二種を樽詰とし、試送した由來朝鮮には柿は澤山あるけれどもその柿の多くは、品質が劣悪であつて本市乃至本縣の特產の比ではない殊に濫柿を樽詰めとして輸送する場合は、濫を抜くに一週間の期間を要する關係上柿が朝鮮に着いて樽のカドミを取り除いた時丁度濫味がこれ美味しい柿となつてゐるので無花果の様に短命のものではなく頗る良結果が得られる朝鮮ではすばらしい人氣を博し、朝鮮廣島特產協會では藤野專務理事といふモットーのもとに販路の特產を——郷土の特產物を——が中心となつてすべての廣島の開拓に専念せられてゐることは感謝に堪へないが、更にかうした農業方面に對し特に季節的の特有物には益々其の眞價を發揮せしむる爲め十一月二十七日から京城演藝館で催される曾我廻家喜笑の演劇一行を利用して大々的の宣傳が講ぜられてゐるその結果はまだ詳細の通信に接してゐないが果して良結果なることを期待する。



朝鮮京城から
一九一〇年七月

朝香宮妃殿下薨去ニ付宮中喪中國旗掲揚及諸式其他ニ關シ御問合ノ向有之候處今般次官會議ニ於テ左ノ通申合有之候條爲念此段及通知候也

通釋

四、各種祝賀會ノ開催差支ナキモ其ノ方法ニ付テハ多少ノ遠慮ヲ加味セラル、方可ナラン

〔彙報〕

皆實町一丁目、皆實町二丁目、
皆實町三丁目、出汐町、旭町、
翠町、霞町、東雲町、宇品町、
元宇品町、仁保町、似島町

町、吉島羽衣

手町八丁目、大手
、横町、鳥屋町、
神町、中島新町、
町、木挽町、水主
町、吉島町、吉島
、猫屋町、油屋町
日市町、西九軒町
町、堺町一丁目、
堺町三丁目、堺町
方町、西新町、左
河原町、西引御
、舟入仲町、舟入
口町、舟入本町、
、横川町二丁目、
、楠木町一丁目、
、楠木町三丁目、
、三篠本町一丁目
、三篠本町三丁
四丁目、新庄町、
龍町、打越町、中廣
、山手町、廣瀬北
、横堀町、錦町、
町、上天滿町、西
、鷺匠町、空鞘町
區
觀音町一丁目、東觀
西觀音町一丁目、
、觀音本町、南
町、己斐町、古田
、草津本町、草津
町、庚午町

三、淨寫したるものは正確を期するため稅務署備付けのものと各筆毎に其の地形地番位置總てを夫々照査符合せしめ更に同署保管の土地臺帳と前同様一筆毎に照合の上適合せしむること

四、右同照合の結果不突合ひのヶ所は實地の調査測定又は稅務局者と協議の完璧を期すること

五、右各項の調査終了を待つて新設の各町各字毎に製圖仕上げを爲すこと

以上の順序に依り調製した字圖は永久に備へ保存し衆庶の閲覽に供すると共に行政の運行を圓滑ならしむることとなるのである。

●廣島市告示甲第一八一號
道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所等左ノ通定
ム

昭和八年十一月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所

失業應急事業 道路新設工事
第十二號路線 鐵砲屋町ヨリ堀
川町ニ至ル間及當該道路維持上
必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和八年十二月一日

三、負擔區及地帶

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
第一地帶、道路境界線ヨリ十四
メートル

第二地帶、第一地帶ノ外側線ヨ
リ十四メートル

四、負擔率

負擔額總工費ノ三分ノ一トス
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ

第一地帶百分ノ八十
第二地帶百分ノ二十

●廣島市告示甲第一八二號
道路工事受益者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所等左ノ通定
ム

昭和八年十一月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所

失業應急事業 路面改良鋪裝工
事

第二十八號路線 竹屋町流川筋

ヨリ千田小學校前通ニ至ル間及
鋪裝工事維持上必要ナル區間
一、工事着手年月日 昭和八年十二月一日
二、負擔區及地帶 第一負擔區 南竹屋町二十五番
地ノ一及三百五十三番地ノ一地
先以南ノ幹線
第二負擔區 殘部ノ幹線
第三負擔區 第一號ヨリ第四號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帶トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

と共に官民有地との境界隣地との連絡を表示した所謂廣島市の全貌を机上で容易に知ることが出来るのである。さうして之等の土地の異動即ち土地の分割合併地番の設定道路の新設等を加除整理して常に原地に適合せしめるのである。而して此字圖は税務署と市とに備付けてあるが税務署のものは一般に公示せられないものであるから直接市民諸君が閲覧し参考にせらるゝは畢竟市のものだけである。地理課で日々字圖を閲覧せらる向のあるのは此關係からである。

にて居る。日本和國のノ紡製産は、日本の爲に世界第二の位置を奪はれて、世界的偉人「ムツソリーニ」も「亞細亞を警戒せよ」と叫んで居る、「アメリカ」人絹が日本製品に其の市場を奪はれるのも遠くは無いと恐れを懷いて居る、世界至る所に進出する日本製品は高き關稅の障壁を越へて滔々大河の闕する勢を以つて世界の市場を征服せんとして居る、かくて恐るべき日本を世界の列強が如實に見て此の強國日本を制壓せんとする方法に悩んでゐる、此の現状が非常時日本の姿である。

非常時日本の教育の動向

廣島市高等女學校長

今堀友市

外國の「パテント」を買收して人絹工業も起した、しかし製品は低廉であつたが粗惡なものであつた。又日本は模倣の儘で停止して居らなかつた機械は日に改良された其の能率は増大した生來器用な手を持つ日本人が研究に工風を重ねた日本獨特の新機械を以つて機械工業に成功した其の上合理的な組織によつて統制された機械工業は卓越見ても紡績業に見ても亦人絹工業に見ても確かに後の雁が先に立つたのである彼の織物工業に於て伊勢崎足利地方に於ては女工一人の腕は精巧なる織物を一日に八十反織り上げるのである最近其の設備に改良を加へたる廣島市の某紡績工場では、九百名の職工が必要とした製品を作るに職工數を七百名に減じても、尙從來の五割方能率の向上を見て居るのである其れ故職工一人に要する費用の如きは其の製品の量から考へると殆んど問題にならぬ程低廉なものとなるのである。日本品は一時爲替安なる波に乗つて海外に進出した、しかし其れは一時的の現象である、既に爲替の低い點では日本以下の國もある、實に日本製品の世界的進

て其の價値に於ては伊も米も彼等はある汽車は世界最少のものであるされど其の速力に於て其の設備に於て、乗り心地に於て、之れを世界最廣の軌道の上を最大の汽車が走る「ロシア」の鐵道と比べて何れが優つて居るか最近「ロシア」が我國の鐵道工作を師とする事は此の間に對する明答である、これ等の進歩は皆日本國民の秀でたる素質と其の研究其の工作によつて得たものである我が國の科學は歐米には及ばぬと云はれて居るが工場に於ける科學的な研究や各種の研究機關に於ける其の創作は近年著しく進み、各國の長をとり其の短を補つて更に最善に向つて進んでゐる此の努力の結果が今日あるを來たしたのである。

國家は進まない 慢心を持つ英國
は老いた、古き機械と組織を持つ
「ランカシャ」は結局過去に葬られ
る、例へ不完全な教育であつたと
しても、勝たんとする負けじ魂の
氣魄が其の教育の中心にあれば悲
觀するに足らぬ、教育には完全と
云ふ事もなければ又時機も無い、
我等は互に相戒め相省みて世の進
歩に後れざる様に尙一層努力する
ことが必要である、今日の學校教
育は其の精神的方面に於て又物質
的方面に於て幾多の缺陷を包藏す
る不十分極まる存在である。例へ
ば青少年の思想の方向に於て、其
の國民的意識の明徴を缺ぐ點に於
て其の研究心の旺盛ならざる點に
於て其の身體の健康さに於て生活
工作に向つて努力の足らざる點に
於て殊に思慮と勞作との平衡に由
つて不斷の進歩を企圖する訓育に
缺けて居る事に於て、之れ等、更
に一段の奮闘努力を我が教育界に
要するものである。我等教育に從
事するもの其の使命の重大性に鑑
み此積極的非常時に際し我が身を
以て國難に當る覺悟が無くてはな
らぬかくして世界に卓越せる皇國
日本の文化を以て世界を征服する
位の意氣を持たなくてはならぬと
思ふのである。

し現況の儘で實際に防空行動を要する不幸時に直面したる時急遽之を備付けんとするも精神上の動搖や經濟的關係で到底出来るものではあります市民は只周章狼狽なすところを知らず徒に市民の生命財産を敵機の跳梁に暴露し戰慄すべき悲惨事を起したことは既に歐洲大戰に於て各國の經驗した所であります可燃性材料で出來て居る都市に住んで居る日本人は特別の關心を拂はなければなりません特に近來國際關係の必ずしも樂觀を許さざるものがあるから吾々市民は一日も早く防空施設を完備し置くことに格段の努力を拂はなければならぬと信ずるのであります。

にて居る。日本和國のノ紡製産は、日本の爲に世界第二の位置を奪はれて、世界的偉人「ムツソリーニ」も「亞細亞を警戒せよ」と叫んで居る、「アメリカ」人絹が日本製品に其の市場を奪はれるのも遠くは無いと恐れを懷いて居る、世界至る所に進出する日本製品は高き關稅の障壁を越へて滔々大河の闕する勢を以つて世界の市場を征服せんとして居る、かくて恐るべき日本を世界の列強が如實に見て此の強國日本を制壓せんとする方法に悩んでゐる、此の現状が非常時日本の姿である。

外國の「パテント」を買收して人絹工業も起した、しかし製品は低廉であつたが粗惡なものであつた。又日本は模倣の儘で停止して居らなかつた機械は日に改良された其の能率は増大した生來器用な手を持つ日本人が研究に工風を重ねた日本獨特の新機械を以つて機械工業に成功した其の上合理的な組織によつて統制された機械工業は卓越見ても紡績業に見ても亦人絹工業に見ても確かに後の雁が先に立つたのである彼の織物工業に於て伊勢崎足利地方に於ては女工一人の腕は精巧なる織物を一日に八十反織り上げるのである最近其の設備に改良を加へたる廣島市の某紡績工場では、九百名の職工が必要とした製品を作るに職工數を七百名に減じても、尙從來の五割方能率の向上を見て居るのである其れ故職工一人に要する費用の如きは其の製品の量から考へると殆んど問題にならぬ程低廉なものとなるのである。日本品は一時爲替安なる波に乗つて海外に進出した、しかし其れは一時的の現象である、既に爲替の低い點では日本以下の國もある、實に日本製品の世界的進

て其の價値に於ては伊も米も彼等はある汽車は世界最少のものであるされど其の速力に於て其の設備に於て、乗り心地に於て、之れを世界最廣の軌道の上を最大の汽車が走る「ロシア」の鐵道と比べて何れが優つて居るか最近「ロシア」が我國の鐵道工作を師とする事は此の間に對する明答である、これ等の進歩は皆日本國民の秀でたる素質と其の研究其の工作によつて得たものである我が國の科學は歐米には及ばぬと云はれて居るが工場に於ける科學的な研究や各種の研究機關に於ける其の創作は近年著しく進み、各國の長をとり其の短を補つて更に最善に向つて進んでゐる此の努力の結果が今日あるを來たしたのである。

國家は進まない 慢心を持つ英國
は老いた、古き機械と組織を持つ
「ランカシャ」は結局過去に葬られ
る、例へ不完全な教育であつたと
しても、勝たんとする負けじ魂の
氣魄が其の教育の中心にあれば悲
觀するに足らぬ、教育には完全と
云ふ事もなければ又時機も無い、
我等は互に相戒め相省みて世の進
歩に後れざる様に尙一層努力する
ことが必要である、今日の學校教
育は其の精神的方面に於て又物質
的方面に於て幾多の缺陷を包藏す
る不十分極まる存在である。例へ
ば青少年の思想の方向に於て、其
の國民的意識の明徴を缺ぐ點に於
て其の研究心の旺盛ならざる點に
於て其の身體の健康さに於て生活
工作に向つて努力の足らざる點に
於て殊に思慮と勞作との平衡に由
つて不斷の進歩を企圖する訓育に
缺けて居る事に於て、之れ等、更
に一段の奮闘努力を我が教育界に
要するものである。我等教育に從
事するもの其の使命の重大性に鑑
み此積極的非常時に際し我が身を
以て國難に當る覺悟が無くてはな
らぬかくして世界に卓越せる皇國
日本の文化を以て世界を征服する
位の意氣を持たなくてはならぬと
思ふのである。

し現況の儘で實際に防空行動を要する不幸時に直面したる時急遽之を備付けんとするも精神上の動搖や經濟的關係で到底出来るものではあります市民は只周章狼狽なすところを知らず徒に市民の生命財産を敵機の跳梁に暴露し戰慄すべき悲惨事を起したことは既に歐洲大戰に於て各國の經驗した所であります可燃性材料で出來て居る都市に住んで居る日本人は特別の關心を拂はなければなりません特に近來國際關係の必ずしも樂觀を許さざるものがあるから吾々市民は一日も早く防空施設を完備し置くことに格段の努力を拂はなければならぬと信ずるのであります。

第一區 矢賀町、尾長町、二葉ノ里、松原町、若草町、大須賀町、大洲町、荒神町
第二區 元宇品町、宇品町、旭町、翠町
皆實町三丁目、出汐町
第三區 上流川町、幟町、京橋町、的場町、臺屋町、橋本町、比治山町
金屋町、石見屋町、彌生町、下柳町、藥研堀、猿猴橋町、愛宕町
第四區 鐵砲町、革屋町、八丁堀、鹽屋町、平田屋町、尾道町、研屋町
基町、立町、播磨屋町、東魚屋町、西魚屋町
第五區 山口町、銀山町、下流川町、堀川町(新天地一圓共)、胡町、東胡町、上柳町、平塚町、斜屋町
第六區 皆實町一丁目、皆實町二丁目、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、南千田町、國泰寺町、雜魚場町
第七區 猿樂町、中島本町、中島新町、天神町、材木町、木挽町、元柳町、塚本町、西九軒町、西大工町、榎町、西引御堂町
第八區 左官町、猫屋町、油屋町、鍛冶

西地方町、堺町一圓、鷹匠町、
屋町、寺町、十日市町、西新町
空鞘町

舟入仲町、舟入本町、舟入幸町
舟入川口町

第九區

廣瀬北町、廣瀬元町、横堀町、
錦町、北櫻町、新市町、上天滿
町、西天滿町、天滿町

第十區

松川町、稻荷町、土手町、富士
見町、南竹屋町、昭和町、平野
町、寶町、鶴見町、霞町、東雲
町

第十一區

福島町、小網町、舟入町

第十二區

東蟹屋町、西蟹屋町、南蟹屋町
仁保町(向洋、堀越ヲ除ク)、似
島町

第十三區

横川町一丁目、横川町二丁目、
横川町三丁目、楠木町一丁目、
楠木町二丁目、楠木町三丁目、
楠木町四丁目、打越町、中廣町
南三條町

第十四區

牛田町、新庄町、大芝町、三條
本町一丁目、三條本町二丁目、
三條本町三丁目、三條本町四丁
目、三瀧町、山手町、白島九軒
町、白島東中町、白島中町、白
島北町、白島西中町、東白島町
西白島町

紙屋町、細工町、横町、鳥屋町
新川場町、鐵砲屋町、田中町、
竹屋町、三川町、下中町、中町
小町、袋町、仁保町ノ中向洋、
堀越

廣島市防護團長の挨拶

最近の國際情勢は日々その必然性を強め現實性を高めて居る。その結果都市の空襲はそれに比例してその現實性を増大して来て居る恐らく近き將來に於いて我々が空襲を經驗することはまちがいのないところであらう。此の客觀的情勢を考へると市民は更に眞剣に我が廣島市の防空を考へ平常その用意と準備を整へて置くことは極めて必要なことであらう。最近市長は此の點を深く考慮し廣島市防護團長として各町總代宛左記の挨拶を發し市民の防空思想の普及を促がされた。

過般舉行致しました防空演習は極めて良好の成績を收め同慶の至りに堪へません御承知の如く此の演習は決して一時的のものでなく將來永遠に亘る國防施設の一でありまして寸時も等閑に附し得ざるもので先般東京に於て大々的演習あり大阪に於ては明春市民訓練をするため目下着々準備中で其他日本各地に於ても之が演習が行はれて居ります、然るに仄聞する所によりますと市民が近來稍之を輕視し從て折角取付たる屋外燈の消燈「スウイッチ」を取除き或は之が新設を欲せざるものあるやにて遺憾至極に存じます特に非常管制に於て室内燈火の室外に漏洩するを遮斷するの設備に就ては全然無關心で何等考慮を拂ふて居らないのではないかと思はれるものが少くないのです

市商の店頭装飾

廣島市商業學校

商業調査室

商業學校生徒の教育は其の卒業後直ちに實務に携はるべき順序にあるのだから觀念教育のみでは此の目的に副ひ得ず自然實踐的教育が必要となるのである。

實踐教育と云つても其の方法は色々あり所謂同時同業式の通常の實踐科が取扱ふ程度のものは未だ實踐教育の一部分に過ぎない、廣い意味に於ての實踐教育は寧ろ作業教育の分野に進出せねばならぬものであつて、例之店頭裝飾の研究實施、荷造練習、校内販賣部の經營より更に街頭に出でたの實務

研究實施、荷造練習、校内販賣部の經營より更に街頭に出でたの實務

練り上げて實施せねばならぬ、店頭裝飾とは只單に店頭を飾ると云ふ意味ではなくその主眼は店頭を如何にせばより多くの顧客を吸收に當つてはより良き研究と工夫をするのが爲である。

一體店頭裝飾は廣義の廣告の一

であり、廣告は廣く告げることで

日本でも以前は弘

告又は報

告と云つてみた様

である、

英語ではアドバ

タイジン

グ又是時

にパブリ

シッピと

云ふ文字

自體を具體

的に見せな

いで文字、

廣告には

直接廣告と間接廣告と云

ふのは商品

接廣告と云

る。よい品

は質はない者

から茲に廣

くする。

方法で新聞、雑誌、型録、看板、

ビラ、旗、幕、幟、披露目屋の廣

告より吸取紙、包装紙、打團、カ

レンダー、扇子による廣告等此の

類に屬する。

直接廣告は商品其儘を直接顧客

の眼前に突き付けて見せ知らしむ

る方法で店頭裝飾は其の代表的な

見本市陳列等に商品を陳列し

て廣告販賣する類が之に屬する。

本校に於ては昨年來、市内商店

の陳列窓を借用して店頭裝飾競技

会を開催し生徒に對し直接廣告に

ついて實際的に研究するの機會を

與へてゐる。此の催しの目的は第

一に店頭裝飾の技術的研究訓練に

あるのは勿論であるが同時に重要

いです。

り流行の域にあります。かく考へ

ればこのボインセチアは縦にも

横にも廣範圍に活躍する花といふ

ことが出来ます。

ボインセチアの普通花と呼んで

来ればこのボインセチアは縦にも

住宅衛生に就て

居室は一時間に三回乃至四回の換氣が必要

住宅衛生と題して聊か愚見を述べたいと思ふ事は現在廣島市内に在る各種の住宅、即ち個人住宅、貸家等に於いてこの問題に付き無

(己)の住まんとして建てた家)或は関心の儘で、又世に傳はる迷信の過信の爲め、遂には時代錯誤の建築が出来上り、又住宅上面白からぬ點等を種々發見致し思ひまして、衛生學と衛生工學の立場から心付いた儘を書いて見た

いと思ひます。尤も一々其の例を挙げ其の改良案を申述べますと非

常に繁雑になつて來りますので、

これは他日に譲りこゝでは抽象的

に個々の事項に付き述べる事と致します。

住宅衛生と申します事は衛生學

上、衛生工學上住宅建築に最も關係の深い事項の總てを意味するの

あります。こゝでは其の中の

鳥獸と雖、其の安らかな住居を得

寒暑を凌ぐ許りでなくこの中に生

に、住宅は家庭の外包であり、其

に育ち息ひ老を養ひ遂には人生を

完ふするのでありまして野に住む

鳥獸と雖、其の安らかな住居を得

寒暑を凌ぐ許りでなくこの中に生

に、住宅は家庭の外包であり、其

に育ち息ひ老を養ひ遂には人生を

職業紹介事業後援會

設立に就て

本市中央職業紹介所長

可認物便郵種三第

がありまして内務大臣に直屬し全国の聯絡統一監督機關に當てるま

す。斯く致しまして紹介所は先づ適所に紹介申上の公設の機關であります事は申すまでもないことであります。

然るに紹介所から差向

けた求職者の内には素質がよくな

いとお叱りを蒙る事が時々ある事

は誠に恐縮に堪へない次第であります。

然るに紹介所から紹介

された求職者の内には素質がよくな

いとお叱りを蒙る事が時々ある事

は誠に恐縮に堪へない次第であります。

傳染病患者數

(十一月分)

然るに其添付の抄本は一月中か又は前月に作つたものに

限りますので一月になつて一時に請求せらるると市役所

の方では多數のことですから其場合に出来兼ねる様なこ

とがあつては御迷惑ですから御入用の方は早くより御請

求下さい

恩給受給権者と戸籍抄本

勅令第二百三十六號恩給法施行令中改正の結果從來文

官、海軍々人、教育職員、待遇職員の恩給を受けつつあ

る人は明年一月中に戸籍抄本を添へて恩給受給権調査票

を内閣恩給局に提出せねばならぬことになりましたこと

は既に御承知のことと存じます

然るに其添付の抄本は一月中か又は前月に作つたものに

限りますので一月になつて一時に請求せらるると市役所

の方では多數のことですから其場合に出来兼ねる様なこ

とがあつては御迷惑ですから御入用の方は早くより御請

名ヲ置クコトヲ得

顧問及相談役ハ理事會ノ決議ニ

ヨリ之ヲ推舉ス

第十一條 本會ニ幹事及書記若干

スル置クコトヲ得會長之ヲ任免

第五章 資產及會計

第十二條 本會ニ幹事及書記若干

スル收入ハ總テ之ヲ資產ニ編入

第十三條 銀行若クハ信用組合ニ預入レ之

第十四條 フ保管ス

第十五條 本會ノ資產ハ確實ナル

第十六條 本會ノ資產ハ確實ナル

第十七條 本會ノ會計年度ハ政府ノ

會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ハ政府ノ

會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

第二十一條 ムル事項

第二十二條 ムル事項

第二十三條 ムル事項

第二十四條 ムル事項

第二十五條 本會ノ會計年度ニ據ル

第六章 理事會評議員會

及總會ノ事項ヲ議決ス

第十八條 ムル事項

第十九條 ムル事項

第二十條 ムル事項

廣島市兒童夏期保養所衛生狀況（市報第二十三號記事參照）

(第九表) 治病及看護狀況

月 日	天候溫度	症候名	立中主副食物名				獻立中主副食物名	月 日	天候溫度	症候名	立中主副食物名				獻立中主副食物名
			男	女	計	處置					男	女	計	處置	
濕度 70.2%	八月一日 曇天 室溫 28.5 水	腹痛 頭痛 心悸亢進 游泳	1 2 1 5	1 2 1 5	2 2 1 5	安臥服藥 牛肉煮込 夕鬱煮付	晝 夜	73.3%	八月七日 晴天 29.	頭痛 腹痛	1 1	2 1	3 1	安靜服藥 安臥服藥	晝 小魚煮付 冬瓜
76%	八月二日 曇天 28.7 水	腹痛 頭痛 下痢 物	1 1 1 1	3 1 2 7	1 3 1 2	安臥服藥 腹部溫包 濕布	晝 オムレツ 夕	89.3%	八月八日 晴天 29.	頭痛 睡物漏 耳	1 2 1 4	1 2 1 4	1 2 1 4	安靜服藥 排點耳藥	晝 牛肉煮付 夕魚ノ煮付
83.1%	八月三日 雨天 28.	頭痛 下痢 腹痛 物 耳 鼻 頭部刺創	1 1 1 1 1 1	3 4 1 1 1 1	3 4 1 1 1 1	安靜服藥 腹部溫包 安臥服藥 排點耳藥 栓冷塞法 防腐處置	晝 燒魚 大根オロ シ 夕 小豆飯 豆腐汁 金山寺味噌	79.2%	八月九日 晴天 27.5 水	腹痛 下痢 耳漏 過傷 淋巴線腫物 及	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 2 7	2 1 1 1 2 7	安臥服藥 腹部溫包 耳防塗布 及布	晝 オムレツ 夕 利貝汁 煮豆
81.5%	八月四日 晴天 2.9 登山	腫物		1	1		晝 カボコ 汁 夕 他人井	73.5%	八月十日 晴天 29.	腹痛 腫物漏 耳 過傷 足	1 1 1 1 1 6	1 1 1 1 1 6	1 1 1 1 1 6	安臥服藥 濕點耳藥 塗布 塗布 塗布 濕	晝 燒魚 大根オロ シ 夕 小豆飯 豆腐汁 金山寺味噌
74.3%	八月五日 晴天 28.5	頭痛 惡心 心悸亢進	1 1 1	4 1 1	5 1 1	安靜服藥 安臥服藥 安臥服藥	晝 牛肉ノ八寸 夕 ノフライ	74.8%	八月十一日 晴天 29.	腹痛 耳漏	1 1	1 1	1 1	安臥服藥 點耳藥	晝 カボコ 汁 煮豆 夕 他人井
76.9%	八月六日 曇天 27. 海岸散步	頭痛 腹痛 發熱 齒痛 螯刺 打撲	1 1 1 1 1 1	1 2 1 1 1 1	2 3 1 1 1 9	安靜服藥 安臥服藥 安靜服藥 鎮痛藥 塗布 塗布	晝 昆布卷 夕壽司 及布	78.9%	八月十二日 曇天 29.	頭痛 腹痛 刺打耳	1 1 1 1 1 5	1 1 1 1 1 5	1 1 1 1 1 5	安靜服藥 防腐處置 及耳藥	晝 牛肉ノ八寸 夕 ノフライ

品種
味其キ葱小香竹カ牛魚蕗茄大馬人玉ト筍
品
計他ヤ貝マ鈴マ
野ベボ
喰菜ツ汁物輪コ内類子根莖莖莖ト

九	一	一	一	一
七	一	二	一	四
一	五	一	三	二
七	四	三	七	四
三	三	三	三	七
二				

品
トナリ人牛揚魚南葱牛麦冬胡香馬其
マト
野菜物瓜茎葉飯苗剝 瓜物 肉茎コト
鉢
計他野

第十一表

漏食矯正調査
(女)

廣淺島野市圖書館立館圖書閱覽月報

閱覽圖書冊數

廣島市社會課

番

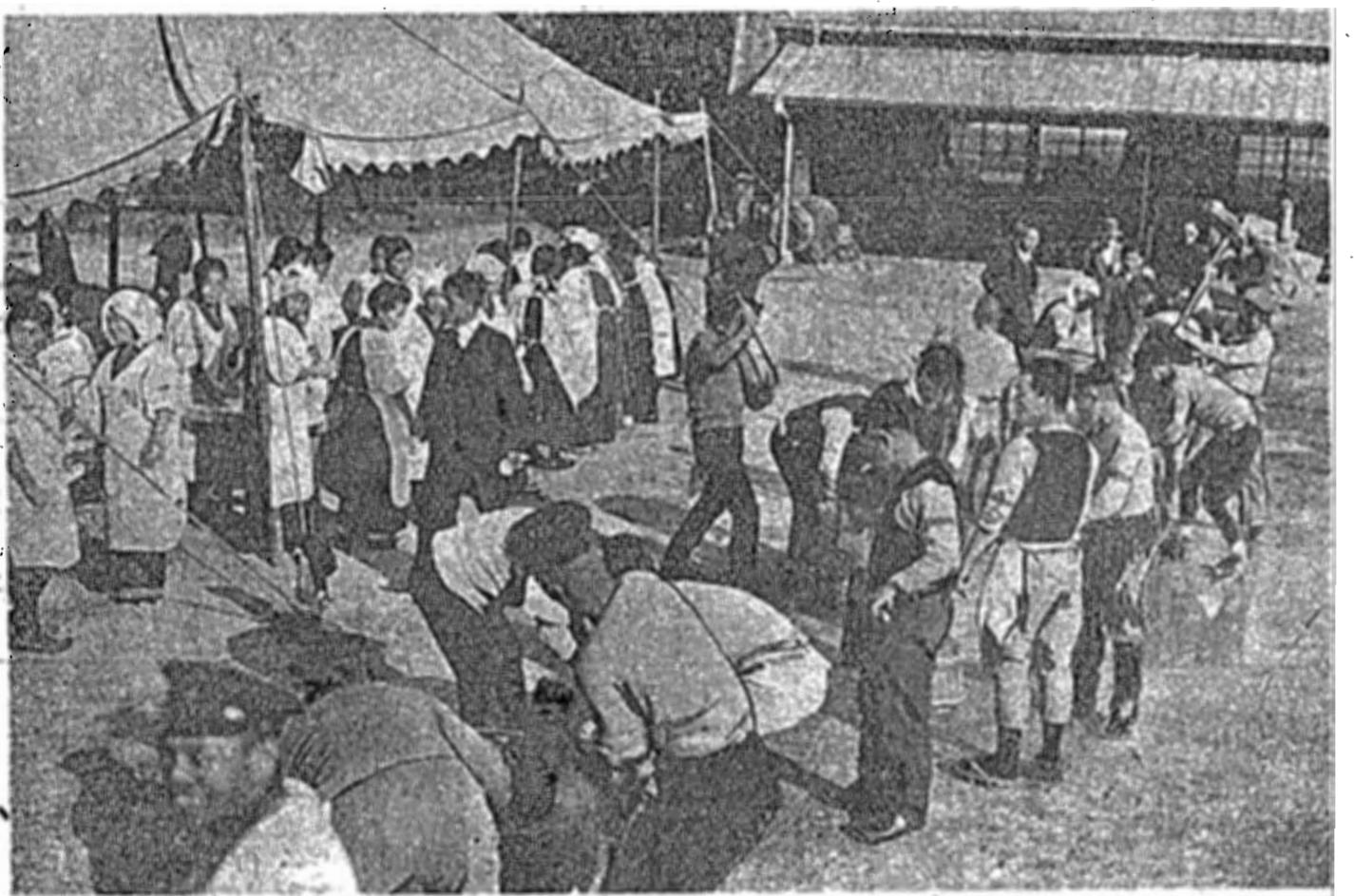
お互に薄倖な市民

と助けまぜう

十二月十日より一週間
年末同情週間
飢と寒さに泣く市民は三千八百九人です何でも御恵み下さい
金錢でも物品でも結構です

三六六

◇ 社會課の餅つき	三七
◇ 告示	三六
◇ 公告	三五
◇ 彙報	三四
◇ 都市計畫上より見たる廣島名所	三四
◇ 二十九日は御命名式當日の市民	三三
奉祝式並祝賀會プログラム	三二
◇ 咳嗽の話	三一
◇ 衆議院議員市會議員選舉人名簿確定	三〇
△市商教練查閱式△相生橋慈仙寺鼻連絡橋	二九
請負者決定△縣下四市長會議△町名改稱稅務課の卷△廣島市の溫室胡瓜出荷を統制し	二八
他都市へも進出△官祭廣島招魂社奉贊會寄附金申込△淺野侯爵家から十萬圓寄附公會	二七
堂建設資金△公設市場小賣販段調查表	二六



きつ餅の課會社て於に庭廣の舍廳市

廣島市報

號八十二第

刷印日三十二年二月八日和昭
行發日五十二年二月八日和昭錢金一部一銭定
錢拾七金一年一所役市島廣人行發
所版活版印刷社
地番一目丁七町手大市島廣
田増者刷印
地番一目丁七町手大市島廣

革沿の町

鐵砲町 昔舊藩士達の鐵砲射的
場があつたのによつて名づけられたものとか。

社會課の餅つき

例年の通り貧しい人々の送りもの、社會課のもちつきは二十三日朝九時から市役所東庭にてアントや

らむしろやら、セイロ石ウス等一面に打ち並べ在郷軍人青年團各町有志市立高女職員生徒、廣島社會事業婦人會、同生活改善會員等總計百六名が毎年もちやつかせるのを止めて、今年は在郷軍人、青年團、各町有志の諸氏が受けもちは婦人團體市女生徒が白いエプロンに可愛い手を紅葉の様に眞赤にして奉仕して下さることとなつたので市廳舎には時ならぬ和かな擧國一致的非常時風景を現出した。つき初めは波多野社會課長の手で行はれたが寒天に立ち昇る白煙の九個のセイロのモチ米はやがて眞白にうまさうにむされて石臼にうつされ玄人ならぬ玄人餅屋に優るも劣らぬ器用な杵のつきぶりに次きからづきへともちに出来上つて行く、市女の生徒婦人會員の手で丸く揉まれ更に西側に敷きつめた八十枚の筵の上に運びきれいに並べられるかくて午後四時半石臼のものはすつかりつき終つたが同夜直ちに方面委員の手を通じて市内九百三十五世帯、三萬三千二百三十九人の第一第二カド階級の人々に送らるゝのであるが一人當り十個づゝ配給されるわけである。

定せられたる爲め以前は同一地番なりしものが所有者を異にする必要から其土地を分割して「の一」、「の二」等の符號を附したる結果「の一」と「の二」或は「の三」と「の四」の所屬町を異にするものがある。三、町名改稱の市會決議ありしより實施期迄に數ヶ月を経過せる爲め其間に土地の分割又は合併せられたるものあり、土地の沿革を知る必要上合併せられ缺番となつたのも土地臺帳に於ては保存を要するのである又分割せられたるものは其元地番により所屬の町に編入するのである。

日五十三年二月三十日和昭報市島廣

町名	現字名	現区域	變更字名	變更字區域
廣島市大洲町並舟入川口町字區域左ノ通	一丁目	一益ノ一	一益ノ一	一益ノ一
廣島縣知事ノ許可ヲ得タリ	二丁目	一益ノ二	一益ノ二	一益ノ二
昭和八年十二月八日	三丁目	一六ノ一	一六ノ一	一六ノ一



一、接客從業婦取締規則第九條
中吳市の次へ尾道市及福山市
に就いて（二）追加せらるゝ
様規則の改正方を其の筋に對
し建議するの件（可決）

二、縣下公立職業紹介所に對し
縣費補助申請に關する件（可
決）

本年九月十五日現在に依り調製した衆議院議員及市會議員の選舉人名簿は規定により十一月五日から十五日間毎日市廳に於て關係者の縦覽に供し、其の間衆議院議員選舉は此の名簿を使用するのである。此の確定名簿の登録數等を各町別に記すと次の通りである。

從て次年の選舉人名簿が確定するまでの間に選舉が行はれる場合は此の確定名簿の登録數等を各町別に記すと次の通りである。

町別選舉人名簿登録數

區別	町名	衆議院議員			市會議員		
		本年	前年	增減	本年	前年	增減
第一區	矢尾大蟹稻松比金臺	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二區	荒猿須神賀山	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三區	大河丹那	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四區	同新開町	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五區	同宇品町	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六區	同仁保町(金輪島)	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七區	同石橋見柳本町	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八區	同南竹屋	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九區	同田中研引御堂	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十區	同平堺山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十一區	同竹屋中塚川研御堂	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十二區	同下流引御堂	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十三區	同東銀山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十四區	同山藥引御堂	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十五區	同下山銀山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十六區	同東山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第二十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第三十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第四十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第五十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第六十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第七十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十四區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十五區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十六區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十七區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十八區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第八十九區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九十區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九十一區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九十二區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九十三區	同山研柳口	1,020	1,020	0	1,020	1,020	0
第九十四區							

二五三四四五三三四三二二四四三二二三四四二四四四〇一 二三一一七四二
七九四二一〇六九八〇九四三四六八八二七八〇二一五二七八六二九七四五
〇一〇七七七二三一五八九六三六四四五五一六一五六五三五六五七九五〇七〇

二五三四三四三二二二四四三二二三四四一三三四九一 二三一一七四二
用五二九八七三七五八七二〇二五六七一四六八九九三八六八五〇九六〇二六
三七四六六七九八六一四七八三二三三二八三九主四三八五三主三三〇四六一

一二二二二四四三 二 一二三一二二二三二四二二五一二一二三六四三四四
四八九三三二九二三一九三三二四八二七三五八三五九一二二六二九〇三〇八六
八一七八八八六五四八六〇〇八七三一二二二九四五五〇三四三七三四七四一〇四

一二二二二四四三二 一二三一一二二三二四二二四一二一二三五四二四四
四七八三三〇六〇三〇九三二一二六九四二三六〇四七七二一六一七六二七五三
二〇八四四九四三三〇二〇六四三九士士四士三士三士六士〇三三五士八四士五五

東霞比南段段段比桐段段段段段南西東若松大二尾
治段原原治原原原原蟹蟹蟹須葉町
雲山山原山木東日末大草原長
公原崎中本浦新出廣畑屋屋屋賀ノ名
町園町町町町町町町町町町町町町町里町

一 二 四 一 四 一 三 四 一 三 三 三 七 三 一 二 五 一 九
七 八 九 八 ○ 二 三 九 六 三 二 二 二 一 ○ ○ 八 四 五 八 四
二 一 四 六 九 九 ○ 四 一 一 九 七 三 一 四 ○ 八 五 三 八 三 一

一 二 三 一 四 一 三 四 一 三 三 二 六 二 一 二 五 一 八 八
五 七 七 八 八 一 一 八 四 一 一 ○ 一 九 六 六 八 七 三 三 六
五 七 四 三 三 七 八 五 四 四 六 三 八 ○ 九 五 八 十 八 三 二 九 九

つまらない贈答はやめませう
くだらない儀禮はやめませう
生活は決して豊かぢやないのでですから……
私達はもつと深刻に生活を考へませう
時は非常時眞に經濟の非常時なのです

失業者の群が冷めたい鋪道に轉つて居ります

私達はもつと深く考へませう

廣島市役所

虛節的贈答の廢絶を期す